

中津市国土強靱化地域計画
アクションプラン2023

令和5年9月

目 次

第1章 アクションプランの基本事項

1. アクションプランの目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 地域計画における目標及び起きてはならない最悪の事態等・・・・・・・・ P 1
3. 地域計画における提案施策について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

第2章 中津市国土強靱化地域計画アクションプラン

1. アクションプランの構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7

第1章 アクションプランの基本事項

1. アクションプランの目的

中津市国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）の施策を確実にかつ計画的に推進するためには、毎年度、個別の施策の進捗を定量的に把握し、向こう一年間に特に取り組むべき具体的な個別の施策を立案・実施するというプログラム（目標を達成するための施策の集まり）の進捗管理を行うことが極めて重要である。このため、各プログラムの達成度や進捗を把握する代表的な指標において、地域計画の第7章に基づき、その具体的な取組内容や目標値を記載した「中津市国土強靱化地域計画アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を定める。

このアクションプランを毎年度検証することにより、PDCAサイクルによる施策の進捗管理を行うとともに、必要に応じて、地域防災計画をはじめとした各種計画による施策を追加し、強靱な地域づくり（以下「地域強靱化」という。）の取組を推進していく。

2. 地域計画における目標及び起きてはならない最悪の事態等

大規模自然災害に対して、市民の生命や財産を守り、地域・経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する地域強靱化を計画的に推進するために、地域計画において下記の4つを基本目標とした。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

なお、起きてはならない最悪の事態に関しては、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして38の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

また、本市の役割の大きさ、影響の大きさ、目標達成に係る貢献度の観点から、国及び県の計画における重点化すべきプログラムを参考に、18の重点化すべきプログラムを選定した。

○起きてはならない最悪の事態

| 事前に備えるべき目標 | | 起きてはならない最悪の事態 | |
|------------|---|---------------|--|
| 1 | 直接死を最大限防ぐ | 1-1 | 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-2 | 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-3 | 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-4 | 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-5 | 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生 |
| 2 | 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 2-1 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| | | 2-2 | 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 |
| | | 2-3 | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| | | 2-4 | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 |
| | | 2-5 | 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能・福祉支援活動の麻痺 |
| | | 2-6 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 |
| | | 2-7 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被害者の健康状態の悪化・死者の発生 |
| 3 | 必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1 | 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 |
| | | 3-2 | 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| 4 | 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する | 4-1 | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 |
| | | 4-2 | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| 5 | 経済活動を機能不全に陥らせない | 5-1 | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下 |
| | | 5-2 | エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 |
| | | 5-3 | 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 |
| | | 5-4 | 広域交通ネットワークが分断する等、基幹的な陸上・海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 |
| | | 5-5 | 食料等の安定供給の停滞 |
| 6 | ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 6-1 | 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 |
| | | 6-2 | 上水道等の長期間にわたる供給停止 |
| | | 6-3 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| | | 6-4 | 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止 |
| | | 6-5 | 防災施設の長期間にわたる機能不全 |
| 7 | 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない | 7-1 | 地震に伴う市街地の火災の発生による多数の死傷者の発生 |
| | | 7-2 | 海上・臨海部の広域複合災害の発生 |
| | | 7-3 | 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、交通麻痺 |
| | | 7-4 | ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生 |
| | | 7-5 | 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大 |
| | | 7-6 | 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 |
| 8 | 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-2 | 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 |
| | | 8-3 | 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-4 | 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-5 | 事業用地の取得、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-6 | 大規模災害により土地・建物等の被災認定に時間を要し復興が大幅に遅れる事態 |

※赤文字が重点化プログラム

3. 地域計画における提案施策について

8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして38の「起きてはならない最悪の事態」を基に、それぞれの課ごとに下記のとおり施策を提案した。

○提案施策一覧

| リスクシナリオNo. | 施策No. | 提案施策名 | 担当課 |
|------------|-------|--------------------------------|--------------------------|
| 1-1 | 1 | 木造家屋等の耐震化の推進 | 建築指導課 |
| 1-1 | 2 | 学校施設の老朽化対策 | 教育総務課 施設整備課 |
| 1-1 | 3 | 子育て支援施設の老朽化対策 | 子育て支援課 |
| 1-1 | 4 | 社会教育施設等の老朽化対策 | 社会教育課 体育・給食課 施設整備課 |
| 1-1 | 5 | なかつ情報プラザの耐震化対策 | 情報デジタル推進課 |
| 1-1 | 6 | 高度無線環境整備事業 | 情報デジタル推進課 |
| 1-1 | 7 | 地籍調査の推進 | 用地課 |
| 1-2 | 8 | 防火対象物における火災予防・安全対策の推進 | 消防本部総務課 消防課 消防署 |
| 1-2 | 9 | 住宅防火の推進 | 消防本部総務課 消防課 消防署 |
| 1-2 | 10 | 消防各種訓練の実施 | 消防本部総務課 |
| 1-3 | 11 | 津波ハザードマップ等の作成によるリスクの周知 | 防災危機管理課 |
| 1-3 | 12 | 津波避難訓練の実施 | 防災危機管理課 |
| 1-3 | 13 | 防災拠点施設の整備 | 財政課 防災危機管理課 |
| 1-3 | 14 | 避難行動要支援者の避難支援の取組の推進 | 福祉政策課 |
| 1-3 | 15 | 防災教育の推進 | 学校教育課 |
| 1-4 | 16 | 豪雨時における内水排水対策の推進 | 排水対策課 |
| 1-4 | 17 | 河川施設の維持・改修 | 排水対策課 |
| 1-4 | 18 | 排水施設等の整備・維持管理 | 施設技術課 |
| 1-4 | 14 | 【1-3再掲】避難行動要支援者の避難支援の取組の推進 | 福祉政策課 |
| 1-4 | 19 | 要配慮者利用施設の防災訓練の促進 | 防災危機管理課 関係各課 |
| 1-4 | 15 | 【1-3再掲】防災教育の推進 | 学校教育課 |
| 1-4 | 20 | データセンターの移設 | 情報デジタル推進課 |
| 1-4 | 21 | なかつ情報プラザ非常用電源装置の浸水対策 | 情報デジタル推進課 |
| 1-5 | 22 | 山地に起因する自然災害の防止 | 林業水産課 |
| 1-5 | 23 | 森林整備の促進 | 林業水産課 |
| 1-5 | 24 | がけ地の崩壊対策 | 建築指導課 |
| 1-5 | 25 | 土砂災害ハザードマップの作成促進 | 排水対策課 |
| 1-5 | 19 | 【1-4再掲】要配慮者利用施設の防災訓練の促進 | 防災危機管理課 関係各課 |
| 1-5 | 15 | 【1-3再掲】防災教育の推進 | 学校教育課 |
| 1-5 | 26 | ため池ハザードマップの作成促進 | 耕地課 |
| 1-5 | 7 | 【1-1再掲】地籍調査の推進 | 用地課 |
| 2-1 | 27 | 医療応援協定の再構築 | 地域医療対策課 |
| 2-1 | 28 | 備蓄食料等の確保・管理 | 防災危機管理課 |
| 2-1 | 29 | 給水施設の整備・給水体制の確立 | 施設技術課 |
| 2-1 | 30 | 中津市災害時受援計画の実用的な運用 | 防災危機管理課 関係各課 |
| 2-1 | 31 | 都市部における輸送ルートの中核となる街路等の整備 | 建設政策課 建設土木課 |
| 2-1 | 32 | 道路の改修及び維持管理 | 建設政策課 建設土木課 |
| 2-1 | 33 | 橋梁、トンネル、道路附属物等の改修及び維持管理 | 建設政策課 建設土木課 |
| 2-1 | 34 | 倒木時に電線等へ影響を及ぼす樹木の事前伐採 | 林業水産課 |
| 2-1 | 35 | 漁港、林道における物資輸送ルートの確保 | 林業水産課 |
| 2-1 | 7 | 【1-1再掲】地籍調査の推進 | 用地課 |
| 2-2 | 36 | 山間地における避難路や輸送路等の整備 | 林業水産課 |
| 2-2 | 37 | 農道等の整備・保全の推進 | 耕地課 |
| 2-2 | 32 | 【2-1再掲】道路の改修及び維持管理 | 建設政策課 建設土木課 |
| 2-2 | 33 | 【2-1再掲】橋梁、トンネル、道路附属物等の改修及び維持管理 | 建設政策課 建設土木課 |
| 2-2 | 24 | 【1-5再掲】がけ地の崩壊対策 | 建築指導課 |
| 2-2 | 17 | 【1-4再掲】河川施設の維持・改修 | 排水対策課 |
| 2-2 | 38 | 携帯電話不感地域の解消 | 情報デジタル推進課 |
| 2-2 | 39 | 公衆無線LAN整備 | 情報デジタル推進課 |

| | | | |
|-----|----|--------------------------------|--------------------------|
| 2-2 | 40 | ケーブルテレビ幹線の2ルート化、老朽化した幹線の更改 | 情報デジタル推進課 |
| 2-2 | 41 | 災害時情報伝達手段の普及促進 | 防災危機管理課 |
| 2-2 | 42 | 伝達ツール利用方法の教育 | 情報デジタル推進課 |
| 2-2 | 7 | 【1-1再掲】地籍調査の推進 | 用地課 |
| 2-3 | 43 | 消防団の活動強化 | 消防本部総務課 |
| 2-3 | 44 | 防災士の養成 | 防災危機管理課 |
| 2-3 | 45 | 消防受援体制の強化 | 消防署 |
| 2-3 | 30 | 【2-1再掲】中津市災害時受援計画の実用的な運用 | 防災危機管理課 関係各課 |
| 2-3 | 46 | 自主防災組織の活動強化 | 防災危機管理課 支所総務・住民課 |
| 2-3 | 47 | 住民による避難所の自主運営の促進 | 防災危機管理課 |
| 2-3 | 14 | 【1-3再掲】避難行動要支援者の避難支援の取組の推進 | 福祉政策課 |
| 2-3 | 10 | 【1-2再掲】消防各種訓練の実施 | 消防本部総務課 |
| 2-4 | 30 | 【2-1再掲】中津市災害時受援計画の実用的な運用 | 防災危機管理課 関係各課 |
| 2-4 | 35 | 【2-1再掲】漁港、林道における物資輸送ルートの確保 | 林業水産課 |
| 2-4 | 48 | 災害時に有効な活動拠点となる公園の整備 | 建設政策課 建設土木課 |
| 2-4 | 32 | 【2-1再掲】道路の改修及び維持管理 | 建設政策課 建設土木課 |
| 2-4 | 33 | 【2-1再掲】橋梁、トンネル、道路附属物等の改修及び維持管理 | 建設政策課 建設土木課 |
| 2-5 | 27 | 【2-1再掲】医療応援協定の再構築 | 地域医療対策課 |
| 2-5 | 49 | 医療救護訓練の実施 | 地域医療対策課 |
| 2-5 | 50 | 医療機関及び消防署等との連携の強化 | 地域医療対策課 |
| 2-5 | 51 | 災害時における医療派遣体制の連携強化 | 地域医療対策課 市民病院総務課 |
| 2-5 | 52 | 日本赤十字社大分県支部及び大分県との連携強化 | 地域医療対策課 |
| 2-5 | 35 | 【2-1再掲】漁港、林道における物資輸送ルートの確保 | 林業水産課 |
| 2-5 | 34 | 【2-1再掲】倒木時に電線等へ影響を及ぼす樹木の事前伐採 | 林業水産課 |
| 2-5 | 33 | 【2-1再掲】橋梁、トンネル、道路附属物等の改修及び維持管理 | 建設政策課 建設土木課 |
| 2-5 | 32 | 【2-1再掲】道路の改修及び維持管理 | 建設政策課 建設土木課 |
| 2-5 | 53 | 港湾施設整備の実施 | 企業立地・雇用対策課 |
| 2-5 | 54 | 住民への救命講習の啓発 | 消防本部総務課 消防署 |
| 2-5 | 30 | 【2-1再掲】中津市災害時受援計画の実用的な運用 | 防災危機管理課 関係各課 |
| 2-5 | 55 | 福祉避難所の確保 | 福祉政策課 |
| 2-5 | 13 | 【1-3再掲】防災拠点施設の整備 | 財政課 防災危機管理課 |
| 2-6 | 56 | 保健指導及び予防接種の促進 | 地域医療対策課 |
| 2-6 | 57 | 迅速な消毒の対応計画の整備 | 環境政策課 |
| 2-6 | 58 | ごみ処理施設の対策 | 清掃施設課 |
| 2-6 | 59 | し尿処理に係る取り組みの強化 | 清掃施設課 |
| 2-6 | 60 | 災害廃棄物の運搬、処理に係る対策 | 清掃管理課 清掃施設課 |
| 2-6 | 28 | 【2-1再掲】備蓄食料等の確保・管理 | 防災危機管理課 |
| 2-6 | 61 | 市民病院における備蓄品の確保・管理 | 市民病院総務課 |
| 2-6 | 62 | 市民病院における防災訓練の継続的な実施 | 市民病院総務課 |
| 2-7 | 4 | 【1-1再掲】社会教育施設等の老朽化対策 | 社会教育課 体育・給食課 施設整備課 |
| 2-7 | 56 | 【2-6再掲】保健指導及び予防接種の促進 | 地域医療対策課 |
| 2-7 | 46 | 【2-3再掲】自主防災組織の活動強化 | 防災危機管理課 支所総務・住民課 |
| 2-7 | 44 | 【2-3再掲】防災士の養成 | 防災危機管理課 |
| 2-7 | 47 | 【2-3再掲】住民による避難所の自主運営の促進 | 防災危機管理課 |
| 3-1 | 63 | 地域住民による防犯活動の強化 | 市民安全課 |
| 3-1 | 46 | 【2-3再掲】自主防災組織の活動強化 | 防災危機管理課 支所総務・住民課 |
| 3-2 | 13 | 【1-3再掲】防災拠点施設の整備 | 財政課 防災危機管理課 |
| 3-2 | 20 | 【1-4再掲】データセンターの移設 | 情報デジタル推進課 |
| 3-2 | 21 | 【1-4再掲】なかつ情報プラザ非常用電源装置の浸水対策 | 情報デジタル推進課 |
| 3-2 | 64 | 中津市の防災力向上のための訓練の実施 | 防災危機管理課 関係各課 |
| 3-2 | 65 | 中津市業務継続計画（BCP）の実用的な運用 | 防災危機管理課 |
| 3-2 | 66 | ICTのBCP計画策定 | 情報デジタル推進課 |
| 3-2 | 30 | 【2-1再掲】中津市災害時受援計画の実用的な運用 | 防災危機管理課 関係各課 |

| | | | |
|-----|----|-----------------------------------|---------------------|
| 3-2 | 67 | 被災者支援システムの構築 | 市民課 |
| 3-2 | 68 | イントラネット光ケーブル更改、冗長化 | 情報デジタル推進課 |
| 4-1 | 41 | 【2-2再掲】災害時情報伝達手段の普及促進 | 防災危機管理課 |
| 4-1 | 69 | ホームページ管理システムのクラウド化 | 秘書広報課 防災危機管理課 |
| 4-1 | 13 | 【1-3再掲】防災拠点施設の整備 | 財政課 防災危機管理課 |
| 4-1 | 40 | 【2-2再掲】ケーブルテレビ幹線の2ルート化、老朽化した幹線の更改 | 情報デジタル推進課 |
| 4-1 | 39 | 【2-2再掲】公衆無線LAN整備 | 情報デジタル推進課 |
| 4-1 | 42 | 【2-2再掲】伝達ツール利用方法の教育 | 情報デジタル推進課 |
| 4-1 | 38 | 【2-2再掲】携帯電話不感地域の解消 | 情報デジタル推進課 |
| 4-1 | 68 | 【3-2再掲】イントラネット光ケーブル更改、冗長化 | 情報デジタル推進課 |
| 4-1 | 34 | 【2-1再掲】倒木時に電線等へ影響を及ぼす樹木の事前伐採 | 林業水産課 |
| 4-2 | 70 | 情報提供手段の多重化 | 秘書広報課 防災危機管理課 |
| 4-2 | 41 | 【2-2再掲】災害時情報伝達手段の普及促進 | 防災危機管理課 |
| 4-2 | 5 | 【1-4再掲】なかつ情報プラザの耐震化対策 | 情報デジタル推進課 |
| 4-2 | 21 | 【1-4再掲】なかつ情報プラザ非常用電源装置の浸水対策 | 情報デジタル推進課 |
| 4-2 | 71 | サブセンター用非常用電源装置の防災対策 | 情報デジタル推進課 |
| 4-2 | 40 | 【2-2再掲】ケーブルテレビ幹線の2ルート化、老朽化した幹線の更改 | 情報デジタル推進課 |
| 4-2 | 68 | 【3-2再掲】イントラネット光ケーブル更改、冗長化 | 情報デジタル推進課 |
| 4-2 | 39 | 【2-2再掲】公衆無線LAN整備 | 情報デジタル推進課 |
| 4-2 | 38 | 【2-2再掲】携帯電話不感地域の解消 | 情報デジタル推進課 |
| 4-2 | 34 | 【2-1再掲】倒木時に電線等へ影響を及ぼす樹木の事前伐採 | 林業水産課 |
| 4-2 | 72 | 観光客へのWi-Fi設備の設置場所等の周知 | 観光課 |
| 4-2 | 42 | 【2-2再掲】伝達ツール利用方法の教育 | 情報デジタル推進課 |
| 4-2 | 46 | 【2-3再掲】自主防災組織の活動強化 | 防災危機管理課 支所総務・住民課 |
| 4-2 | 44 | 【2-3再掲】防災士の養成 | 防災危機管理課 |
| 4-2 | 47 | 【2-3再掲】住民による避難所の自主運営の促進 | 防災危機管理課 |
| 4-2 | 14 | 【1-3再掲】避難行動要支援者の避難支援の取組の推進 | 福祉政策課 |
| 5-1 | 31 | 【2-1再掲】都市部における輸送ルートの骨格となる街路等の整備 | 建設政策課 建設土木課 |
| 5-1 | 35 | 【2-1再掲】漁港、林道における物資輸送ルートの確保 | 林業水産課 |
| 5-1 | 33 | 【2-1再掲】橋梁、トンネル、道路附属物等の改修及び維持管理 | 建設政策課 建設土木課 |
| 5-1 | 32 | 【2-1再掲】道路の改修及び維持管理 | 建設政策課 建設土木課 |
| 5-1 | 73 | 中津港港湾BCPによる計画的な危機管理の実施 | 企業立地・雇用対策課 |
| 5-1 | 74 | 事業継続力強化支援計画に沿った小規模事業者の防災・減災対策の支援 | 商業・ブランド推進課 |
| 5-1 | 75 | 企業ごとのBCP策定の推進 | 企業立地・雇用対策課 |
| 5-1 | 76 | 企業への支援策の周知 | 企業立地・雇用対策課 |
| 5-2 | 31 | 【2-1再掲】都市部における輸送ルートの骨格となる街路等の整備 | 建設政策課 建設土木課 |
| 5-2 | 35 | 【2-1再掲】漁港、林道における物資輸送ルートの確保 | 林業水産課 |
| 5-2 | 32 | 【2-1再掲】道路の改修及び維持管理 | 建設政策課 建設土木課 |
| 5-2 | 33 | 【2-1再掲】橋梁、トンネル、道路附属物等の改修及び維持管理 | 建設政策課 建設土木課 |
| 5-2 | 34 | 【2-1再掲】倒木時に電線等へ影響を及ぼす樹木の事前伐採 | 林業水産課 |
| 5-3 | 77 | 重要な産業施設の出火防止対策 | 消防課 |
| 5-4 | 78 | 交通事業者への迅速な情報提供の構築 | 地域振興・広聴課 |
| 5-4 | 31 | 【2-1再掲】都市部における輸送ルートの骨格となる街路等の整備 | 建設政策課 建設土木課 |
| 5-4 | 35 | 【2-1再掲】漁港、林道における物資輸送ルートの確保 | 林業水産課 |
| 5-4 | 53 | 【2-5再掲】港湾施設整備の実施 | 企業立地・雇用対策課 |
| 5-4 | 7 | 【1-1再掲】地籍調査の推進 | 用地課 |
| 5-5 | 79 | 経済関係団体や県との連携強化 | 商業・ブランド推進課 |
| 5-5 | 7 | 【1-1再掲】地籍調査の推進 | 用地課 |
| 5-5 | 31 | 【2-1再掲】都市部における輸送ルートの骨格となる街路等の整備 | 建設政策課 建設土木課 |
| 5-5 | 32 | 【2-1再掲】道路の改修及び維持管理 | 建設政策課 建設土木課 |
| 5-5 | 33 | 【2-1再掲】橋梁、トンネル、道路附属物等の改修及び維持管理 | 建設政策課 建設土木課 |
| 5-5 | 37 | 【2-2再掲】農道等の整備・保全の推進 | 耕地課 |
| 5-5 | 28 | 【2-1再掲】備蓄食料等の確保・管理 | 防災危機管理課 |
| 6-1 | 34 | 【2-1再掲】倒木時に電線等へ影響を及ぼす樹木の事前伐採 | 林業水産課 |
| 6-1 | 75 | 【5-1再掲】企業ごとのBCP策定の推進 | 企業立地・雇用対策課 |

| | | | |
|-----|----|-----------------------------------|-------------------------|
| 6-2 | 29 | 【2-1再掲】給水施設の整備・給水体制の確立 | 施設技術課 |
| 6-3 | 18 | 【1-4再掲】排水施設等の整備・維持管理 | 施設技術課 |
| 6-4 | 73 | 【5-1再掲】中津港港湾BCPによる計画的な危機管理の実施 | 企業立地・雇用対策課 |
| 6-4 | 31 | 【2-1再掲】都市部における輸送ルートの骨格となる街路等の整備 | 建設政策課 建設土木課 |
| 6-4 | 37 | 【2-2再掲】農道等の整備・保全の推進 | 耕地課 |
| 6-4 | 35 | 【2-1再掲】漁港、林道における物資輸送ルートの確保 | 林業水産課 |
| 6-4 | 32 | 【2-1再掲】道路の改修及び維持管理 | 建設政策課 建設土木課 |
| 6-4 | 33 | 【2-1再掲】橋梁、トンネル、道路附属物等の改修及び維持管理 | 建設政策課 建設土木課 |
| 6-4 | 80 | 市民への迅速な交通情報の周知 | 地域振興・広聴課 防災危機管理課 |
| 6-5 | 13 | 【1-3再掲】防災拠点施設の整備 | 財政課 防災危機管理課 |
| 6-5 | 20 | 【1-4再掲】データセンターの移設 | 情報デジタル推進課 |
| 6-5 | 21 | 【1-4再掲】なかつ情報プラザ非常用電源装置の浸水対策 | 情報デジタル推進課 |
| 6-5 | 40 | 【2-2再掲】ケーブルテレビ幹線の2ルート化、老朽化した幹線の更改 | 情報デジタル推進課 |
| 6-5 | 68 | 【3-2再掲】イントラネット光ケーブル更改、冗長化 | 情報デジタル推進課 |
| 6-5 | 18 | 【1-4再掲】排水施設等の整備・維持管理 | 施設技術課 |
| 6-5 | 16 | 【1-4再掲】豪雨時における内水排水対策の推進 | 排水対策課 |
| 6-5 | 17 | 【1-4再掲】河川施設の維持・改修 | 排水対策課 |
| 7-1 | 81 | 消防用設備の指導の強化 | 消防課 消防署 消防本部総務課 |
| 7-1 | 82 | 耐震性貯水槽等の充実 | 消防本部総務課 |
| 7-1 | 43 | 【2-3再掲】消防団の活動強化 | 消防本部総務課 |
| 7-1 | 83 | 消防活動体制の強化 | 消防署 |
| 7-1 | 46 | 【2-3再掲】自主防災組織の活動強化 | 防災危機管理課 支所総務・住民課 |
| 7-1 | 47 | 【2-3再掲】住民による避難所の自主運営の促進 | 防災危機管理課 |
| 7-1 | 44 | 【2-3再掲】防災士の養成 | 防災危機管理課 |
| 7-1 | 15 | 【1-3再掲】防災教育の推進 | 学校教育課 |
| 7-2 | 53 | 【2-5再掲】港湾施設整備の実施 | 企業立地・雇用対策課 |
| 7-2 | 84 | 漁港の耐震、津波対策 | 林業水産課 |
| 7-2 | 85 | 臨海地域における危険物査察数の強化 | 消防課 |
| 7-2 | 11 | 【1-3再掲】津波ハザードマップ等の作成によるリスクの周知 | 防災危機管理課 |
| 7-2 | 12 | 【1-3再掲】津波避難訓練の実施 | 防災危機管理課 |
| 7-3 | 1 | 【1-1再掲】木造家屋等の耐震化の推進 | 建築指導課 |
| 7-3 | 86 | 危険ブロック除去の推進 | 建築指導課 |
| 7-4 | 26 | 【1-5再掲】ため池ハザードマップの作成促進 | 耕地課 |
| 7-5 | 87 | 危険物を貯蔵する施設への査察数の強化 | 消防課 |
| 7-5 | 60 | 【2-6再掲】災害廃棄物の運搬、処理に係る対策 | 清掃管理課 清掃施設課 |
| 7-6 | 88 | 農地、農業用施設の保全 | 農政課 |
| 7-6 | 22 | 【1-5再掲】山地に起因する自然災害の防止 | 林業水産課 |
| 7-6 | 23 | 【1-5再掲】森林整備の促進 | 林業水産課 |
| 7-6 | 89 | 農業用施設の補強 | 農政課 |
| 7-6 | 7 | 【1-1再掲】地籍調査の推進 | 用地課 |
| 8-1 | 58 | 【2-6再掲】ごみ処理施設の対策 | 清掃施設課 |
| 8-1 | 60 | 【2-6再掲】災害廃棄物の運搬、処理に係る対策 | 清掃管理課 清掃施設課 |
| 8-1 | 90 | 災害廃棄物の運搬、処理に係る広域処理体制の構築 | 清掃管理課 |
| 8-2 | 30 | 【2-1再掲】中津市災害時受援計画の実用的な運用 | 防災危機管理課 関係各課 |
| 8-2 | 91 | 効果的な建設工事発注の推進 | 契約検査課 関係各課 |
| 8-2 | 60 | 【2-6再掲】災害廃棄物の運搬、処理に係る対策 | 清掃管理課 清掃施設課 |
| 8-3 | 46 | 【2-3再掲】自主防災組織の活動強化 | 防災危機管理課 支所総務・住民課 |
| 8-3 | 44 | 【2-3再掲】防災士の養成 | 防災危機管理課 |
| 8-3 | 92 | 地域での支え合い活動の推進 | 介護長寿課 福祉政策課 福祉支援課 |
| 8-4 | 18 | 【1-4再掲】排水施設等の整備・維持管理 | 施設技術課 |
| 8-5 | 7 | 【1-1再掲】地籍調査の推進 | 用地課 |
| 8-5 | 93 | 仮設住宅用地の整備 | 山国支所総務住民課 |
| 8-6 | 94 | 被災者へのスムーズな災証明の交付 | 税務課 |
| 8-6 | 7 | 【1-1再掲】地籍調査の推進 | 用地課 |

第2章 中津市国土強靱化地域計画アクションプラン

1. アクションプランの構成

アクションプランにおいて、各プログラムの達成度や進捗度を把握するために、プログラムとの関連性が高く事態回避に寄与が大きいものや、関連行政機関が主体となる取組についても、事態回避に寄与が大きく、プログラムの達成度把握に必要なものを代表的な指標として選定し、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策事業を、プログラムごとに表形式で整理した。

なお、当該事態を回避するための取組が重複した場合は、施策・事業の名称の欄に「再掲」と記載し、重点化すべきプログラムは、事態名称の末尾に「重点化」と記載している。

2. 目標指標の達成度の検証（令和4年度）

全94施策中、評価指標（KPI）を示している施策（但し、市道の整備延長等、市が管理・保全等を行っている数値は除く。）のうち、下記の施策が目標を達成した。

（1）令和4年度末までに数値目標を達成した施策（全59施策）

9施策

（施策No.） No.11、No.20、No.26、No.51、No.58、No.60、No.71、No.72、No.90

（2）単年度の目標（計画の見直し・訓練の実施等）を達成した施策（全23施策）

9施策

（施策No.） No.15、No.23、No.30、No.47、No.51、No.56、No.62、No.64、No.65

※ 目標達成した施策は、次頁以降の実績・目標を黄色に着色している。

【1-1】住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 ※重点化

| 施策No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-------|----------------------------|--|-----------------------------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4年度 | 目標 | ⑥担当課 |
| 1 | 木造家屋等の耐震化の推進 | 中津市内において、耐震性が不十分な木造住宅は多数あるため、市民に耐震診断及び耐震改修の必要性和補助制度の周知や支援を実施する。 | 木造住宅耐震診断件数 | 8件 | 7件 | 9件 | 50件 | 市 |
| | 中津市耐震改修促進計画 | | 木造住宅耐震改修件数 | 2件 | 0件 | 0件 | 30件 | 建築指導課 |
| 2 | 学校施設の老朽化対策 | 未来を担う子どもたちを預かる施設として、老朽化や耐震性など十分な対策が必要である。 大規模災害に備え、校舎の長寿命化等の整備に取り組んでいるが、老朽化した校舎は依然として多いのが現状であるため、老朽化が進んでいる校舎の的確な把握、保全に努め、継続して進捗を図るなど、計画的な整備を行う。 | 劣化状況評価の改善（劣化状況評価D判定の改善） | 14/595 (棟) | 9/119 (棟) | 9/119 (棟) | 現状の劣化状況からの改善 | 市 |
| | ・公共施設等管理プラン ・学校施設長寿命化計画 | | | | | | | 教育総務課 施設整備課 |
| 3 | 子育て支援施設の老朽化対策 | 未来を担う子どもたちを預かる施設として、老朽化や耐震性など十分な対策が必要である。 地震防災対策が必要な施設については、随時整備を進めているが、今後も施設ごとの現状を把握し、必要な補強改修工事を行う。 | 社会福祉施設等（放課後児童クラブ）耐震化状況調査に係る未対応施設数 | 1 | 1 | 1 | 0 | 市、設置者 |
| | 子ども・子育て支援事業計画 | | | | | | | 子育て支援課 |
| 4 | 社会教育施設等の老朽化対策 | 地域コミュニティの維持や地域住民のいきがい、健康づくりの場、災害時に避難所となる施設として、老朽化や耐震性など十分な対策が必要である。 大規模災害に備え、老朽化した施設の更新整備を進めているが、施設の老朽化度合や災害に対する脆弱性を的確に把握し必要な更新整備を行う。 | | | | | | 市 |
| | 公共施設管理プラン | | | | | | | 社会教育課 体育・給食課 施設整備課 |

【1-1】住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 ※重点化

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|---------------------------------|--|--------------------------|--------------|--------------|----------------|---------------|-----------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4年度 | 目標 | ⑥担当課 |
| 5 | なかつ情報プラザの耐震化対策 | 中津市のネットワーク拠点施設であるなかつ情報プラザは、建築基準法に基づく耐震性は有しているが、データセンター、ケーブルネットワーク施設としての耐震性の有無の調査が必要である。 住民データ等のデータの喪失、及び旧下毛地域への情報伝達ツールであるケーブルネットワークの心臓部であるヘッドエンド施設を大規模災害から守るために、更なる耐震性の向上を図る。 | データセンターの改修又は移転（クラウド化）の完了 | 未決定 | 構築中 | 一部構築済 | 完了 | 市 |
| | 建築物の耐震改修の促進に関する法律 | | | | | | | 情報デジタル推進課 |
| 6 | 高度無線環境整備事業 | 災害情報の収集などにおいて国が進めるデジタル分野の先進的な取り組みなどに対応できる環境の整備が必要である。 高精細な映像センサーによりデータ収集・活用し、災害情報を網羅的に把握するため、5G・IoT用の伝送路を新たに敷設することの検討を行う。 | | | | | | 市 |
| | | | | | | | | 情報デジタル推進課 |
| 7 | 地籍調査の推進 | 所有者不明や筆界未定などの土地は、災害発生後の迅速な復旧復興や円滑な防災・減災事業実施の妨げとなる。 これを少しでも解消するため、地籍調査を早期に実施できるよう、地籍調査事業が完了していない地域の進捗率を強化する。 | 地籍調査進捗率 | 67% (市全域) | 68% (市全域) | 68.5%(市 全域) | 100% (市全体) | 市 |
| | ・国土調査法（地籍調査） ・第7次国土調査事業十箇年計画 | | | | | | | 用地課 |

【1-2】密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|---|---|------------------------|--------|--------|--------|--------|-----------------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 8 | 防火対象物における火災 予防・安全対策の推進 | <p>市内には、隣家と隙間無く建築された木造住宅が連なった地域が多数存在し、火災や地震による倒壊などが懸念される。 防火対象物の消防用設備の充実と適切な維持・管理を図るため、定期的な査察による指導の強化を行う。 また、防火・防災管理者講習、自衛消防講習会の受講を促し、大規模施設等における防災体制の強化も行う。</p> | 予防査察件数 | 350件 | 422件 | 301件 | 3,000件 | 市 民間企業 消防団 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・中津市地域防災計画 ・中津市消防計画 | | | | | | | 消防本部総務課 消防課 消防署 |
| 9 | 住宅防火の推進 | <p>震災等における火災の発生時での延焼防止、逃げ遅れによる死傷者が発生しないよう、住宅火災による高齢者等の被害を軽減する必要がある。 広報活動による住宅火災警報器の維持管理・設置、及び一定の強い揺れを感知した場合に自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカーの設置を推進する。 また、消防訓練時等の防火指導による防火対策も併せて推進する。</p> | 住宅用火災警報器の設置率 | 78.15% | 81.12% | 82.40% | 85% | 市 民間企業 消防団 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・中津市地域防災計画 ・中津市消防計画 | | | | | | | 消防本部総務課 消防課 消防署 |
| 10 | 消防各種訓練の実施 | <p>災害発生後から公助が行き届くまでの間、自助・共助による自主的な活動が重要となるが、防災意識を含め、十分とはいえない状況である。 災害に備え、地域防災を担う自主防災組織、消防団が連携した合同の防災訓練を実施するなど、火災予防や安全対策の推進を行う。</p> | 自主防災組織、消防団が連携した合同の防災訓練 | 2件 | 0件 | 1件 | 50件 | 市、消防団 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・中津市消防本部災害運用マニュアル ・中津市地域防災計画 | | | | | | | 消防本部総務課 |

【1-3】広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 ※重点化

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|---|---|--------------------------------|-------|-------|----------|-------|----------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 11 | 津波ハザードマップ等の作成によるリスクの周知 | <p>南海トラフ地震や周防灘断層地震など、市内でも津波による被害が想定されているが、沿岸部の住民の津波に対する意識は決して高いとはいえない。</p> <p>今後大分県より「津波災害警戒区域」が指定されることに伴い、住民等に津波浸水区域や避難ビル等を周知することにより避難意識の高揚を図るとともに、安全かつ迅速に避難を行うための「津波ハザードマップ」を作成し配布する。</p> <p>また、洪水ハザードマップや高潮ハザードマップ等も随時作成し配布を行い、市民の防災意識の向上に努める。</p> | 津波ハザードマップの作成・配付 | 未作成 | 未作成 | 未作成 | 作成・配付 | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 津波防災地域づくりに関する法律 水防法 | | 洪水ハザードマップの作成・配付 | 一部作成済 | 一部作成済 | 一部作成・配付済 | 作成・配付 | |
| | | | 高潮ハザードマップの作成・配付 | 未作成 | 作成 | 作成・配付 | 作成・配付 | |
| 12 | 津波避難訓練の実施 | <p>平成28年度中に、南海トラフ地震発生時に津波から避難が必要な地域を対象とした「津波避難計画」を策定したが、地区において防災活動の温度差があり、継続的に防災訓練が実施出来ていないため、全ての地区において継続的に訓練が実施出来るよう働きかけていく。</p> <p>また、現状に見合うよう、定期的な計画の見直しを支援する。</p> | 津波避難訓練の実施率 | 0% | 0% | 20% | 50% | 市 地域住民 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 中津市津波避難計画 各地区の津波避難計画 | | | | | | | 防災危機管理課 |
| 13 | 防災拠点施設の整備 | <p>本庁舎は災害対応を行うための防災拠点施設としているが、経年劣化を含め非常用発電機等の配置改善等が指摘されており、本庁舎としての耐震化や非常用発電機等を含めた大規模改修計画の検討が必要であるため、より機能的な本庁舎にするための整備を行っている。</p> <p>また、災害時において本庁舎が使用できない場合に備え、代替の防災拠点施設の整備計画も併せて行っていく。</p> | 大規模改修計画の策定 | 未策定 | 未策定 | 未策定 | 策定 | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法 中津市地域防災計画 | | (別途本庁舎以外で災害拠点施設を整備する場合)整備計画の策定 | 未計画 | 未計画 | 未策定 | 策定 | 財政課 防災危機管理課 |

【1-3】広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 ※重点化

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | ⑤実施主体 | |
|-----------|--|---|---------------|------|------|------|-------|-------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 14 | 避難行動要支援者の避難支援の取り組みの推進 | <p>災害時において障がいのある方や高齢者など、避難行動に支障のある方の支援が課題となる。</p> <p>災害時に自ら避難することが困難な者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人々が実行性のある避難支援等がなされるよう、情報伝達や避難支援等の体制の整備を図る。</p> <p>また、地域の安全・安心体制の強化を図るために策定された中津市避難行動要支援者避難支援計画をもとに、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域に提供することで、災害時における避難支援の仕組みづくりを促進する。</p> | 地域防災組織への名簿提供率 | 0% | 0% | 14% | 100% | 市 |
| | 中津市地域防災計画 | | | | | | | 福祉政策課 |
| 15 | 防災教育の推進 | <p>学校現場において災害から身を守るためには、教職員の危機管理意識の向上及び児童生徒が自分事として捉えるための工夫が重要である。</p> <p>そのために、学校安全計画や危機管理マニュアルを踏まえ、訓練等を実施し見直しを図るとともに、地域の特性や実態を踏まえ、各教科等で防災教育と避難訓練等を取り組んで行く。</p> | 防災に係る授業の実施 | 31校 | 31校 | 31校 | 31校 | 各学校 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・学校安全計画 ・危機管理マニュアル ・学習指導要領 | | 避難訓練の実施 | 31校 | 31校 | 31校 | 31校 | 学校教育課 |

【1-4】突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 ※重点化

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|--|--|------------------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 16 | 豪雨時における内水排水対策の推進 | 市内中心部においては、農地の宅地化などによって豪雨時等に雨水を処理できなくなり、住宅等への被害が発生している。 台風等の大雨による浸水被害を最小限に防ぐために、山国川水系流域治水協議会の構成機関と連携し、雨水ポンプ場整備及び雨水幹線の整備を行う。 | 下水道による浸水対策整備率の向上 | 12.6% | 13.0% | 13.0% | 16.9% | 市 |
| | ・中津市版まちひとしごと創生総合戦略 ・下水道施設業務継続計画 | | | | | | | 排水対策課 |
| 17 | 河川施設の維持・改修 | 市の管理する中小河川は、自然公物であり土砂などが堆積するため、本来河川に求められる機能が容易に低下する。そのため、河川施設の適切な整備と維持管理を行う必要がある。 大規模地震発生による被害や、台風等の大雨による浸水被害を最小限に防ぐために、河川施設の維持・改修を行う。 | 河川の維持・改修 | 0件 | 1件 | 1件 | 3件 | 市 |
| | ・中津市河川（準用河川・普通河川）事業計画 | | | | | | | 排水対策課 |
| 18 | 排水施設等の整備・維持管理 | 大規模災害時において、下水処理を行う中津終末処理場の機能が停止しないようにする必要がある。 長期的な視点で膨大な下水道施設の老朽化の進展状況を予測し、リスク評価等により優先順位付けを行なったうえで、施設の点検・調査及び修繕・改築等を実施し、下水道施設全体を計画的かつ効率的に管理する「ストックマネジメント計画」による施設の「改築・更新」と合わせて、施設の耐震化に向けた耐震診断、及び非常用発電設備の燃料貯蔵に取り組む。 | 施設設備の改築・更新実施率 | 42.9% | 42.9% | 42.9% | 71.4% | 市 |
| | ・下水道業務継続計画（BCP） ・下水道施設ストックマネジメント計画 ・下水道施設耐水化計画 | | | | | | | 耐地震津波対策の達成率 |
| 14 | 【1-3再掲】避難行動要支援者の避難支援の取り組みの推進 | 災害時において障がいのある方や高齢者など、避難行動に支障のある方の支援が課題となる。 災害時に自ら避難することが困難な者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人々が実行性のある避難支援等がなされるよう、情報伝達や避難支援等の体制の整備を図る。 また、地域の安全・安心体制の強化を図るために策定された中津市避難行動要支援者避難支援計画をもとに、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域に提供することで、災害時における避難支援の仕組みづくりを促進する。 | 地域防災組織への名簿提供率 | 0% | 0% | 14% | 100% | 市 |
| | 中津市地域防災計画 | | | | | | | 福祉政策課 |

【1-4】突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 ※重点化

| 施策No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-------|---|---|--------------------------|------|----------------------------|----------------------------|------|-----------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 19 | 要配慮者利用施設の防災訓練の促進 | <p>要配慮者利用施設における避難確保計画を作成した事業者は、防災訓練も必ず実施しなければならないが、市へ訓練を実施した旨の届出義務がないため、実際に訓練を行っているかどうかの確認が出来ていないのが現状である。</p> <p>今後は、確実に訓練実施率を向上させるために、市と事業者が連携した情報伝達訓練等を実施するなど、年に一度は必ず訓練を行うよう働きかけを行っていく。</p> | 防災訓練の実施率 | 0% | 洪水:39% 土砂:41% 高潮:28% | 洪水:34% 土砂:44% 高潮:22% | 100% | 市 地域住民 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 水防法 土砂災害防止法 | | | | | | | 防災危機管理課 |
| 15 | 【1-3再掲】防災教育の推進 | <p>学校現場において災害から身を守るためには、教職員の危機管理意識の向上及び児童生徒が自分事として捉えるための工夫が重要である。</p> <p>そのために、学校安全計画や危機管理マニュアルを踏まえ、訓練等を実施し見直しを図るとともに、地域の特性や実態を踏まえ、各教科等で防災教育と避難訓練等を取り組んで行く。</p> | 防災に係る授業の実施 | 31校 | 31校 | 31校 | 31校 | 各学校 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 学校安全計画 危機管理マニュアル 学習指導要領 | | 避難訓練の実施 | 31校 | 31校 | 31校 | 31校 | 学校教育課 |
| 20 | データセンターの移設 | <p>なかつ情報プラザは、山国川が洪水により氾濫した場合の浸水想定区域内に所在しているため、洪水発生時には施設が浸水するおそれがある。</p> <p>住民データ等重要なデータを保管しているデータセンターについて、クラウド化を含め、対策を検討する。</p> | 基幹系システムのクラウド化の構築 | 未構築 | 構築中 | 構築 | 構築 | 市 |
| | I C T部門業務継続計画(未策定) | | | | | | | 情報デジタル推進課 |
| 21 | なかつ情報プラザ非常用電源装置の浸水対策 | <p>なかつ情報プラザの非常用電源装置は、建物の中庭に設置しており、山国川が洪水により氾濫した場合の浸水想定区域内に所在しているため、洪水発生時には施設が浸水するおそれがある。</p> <p>現在設置している非常用電源装置が、浸水することにより使用不可能となった場合には、データセンターの機能、ケーブルネットワーク施設の機能、福祉避難所としての機能が果たせなくなることから、電力供給に関する対策が必要である。このため、データセンター、ケーブルネットワーク施設、福祉避難所等として機能するために、更なる停電に強いシステムを構築する。</p> | データセンターの改修又は移転(クラウド化)の完了 | 未決定 | 構築中 | 一部構築済 | 完了 | 市 |
| | I C T部門業務継続計画(未策定) | | | | | | | 情報デジタル推進課 |

【1-5】大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

| 施策No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-------|---|--|-------------------|----------|-----------|-----------|--------|-------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 22 | 山地に起因する自然災害の防止 | 市内には急峻な山地が多数あり、林地等が崩壊した場合は、人的な被害や集落の孤立につながるおそれがある。 大規模地震や台風等の大雨による林地等の崩壊を防止するため、崩壊防止対策等を行う。 | 林地等崩壊対策箇所 | 5箇所/年 | 1箇所/年 | 5箇所/年 | 6箇所/年 | 市、市民 |
| | なかつ安心・元気・未来プラン | | | | | | | 林業水産課 |
| 23 | 森林整備の促進 | 一次産業の衰退により、管理が行き届かなくなった森林が多数存在し、災害発生の要因の一つとして懸念されている。 森林の持つ土砂流出防止機能などの公益的機能の高度発揮に向けて、間伐等の森林整備や、鳥獣害防止対策を促進する。 また、併せて治山施設等の防災減災対策をハード・ソフト両面から推進する。 | 間伐面積 | 33.3ha/年 | 67.83ha/年 | 71.09ha/年 | 60ha/年 | 市、市民 |
| | なかつ安心・元気・未来プラン | | | | | | | 林業水産課 |
| 24 | がけ地の崩壊対策 | 旧下毛地域には、山沿いに張り付くように住家が存在し、ほぼ全域が土砂災害のリスクが高い地域である。土砂災害等の危険から住民の生命の安全を確保するため、土砂災害特別警戒区域等の区域内にある住宅について、移転等に対する補助制度の周知や支援を実施する。 | がけ地等危険住宅移転件数 | 0件 | 0件 | 1件 | 5件 | 国 県 市 |
| | ・土砂災害防止法 ・大分県建築基準法施行条例 | | | | | | | 建築指導課 |
| 25 | 土砂災害ハザードマップの作成促進 | 土砂災害の恐れのある地域においては、多くのハード対策事業を行っているが、ハード対策には限界がある。 土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備等を行なう必要があるため、土砂災害ハザードマップ等の作成により危険性や早期避難の啓発をする。 | 土砂災害ハザードマップの作成・配布 | 一部作成済み | 一部作成済み | 一部作成済み | 作成・配布 | 市 |
| | ・中津市版まちひとしごと創生総合戦略 ・中津市地域防災計画 ・砂防法 ・地すべり等防止法 ・急傾斜地法 ・土砂災害防止法 | | | | | | | 排水対策課 |

【1-5】大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

| 施策No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-------|---|--|---------------|--------------|----------------------------|----------------------------|---------------|-----------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 19 | 【1-4再掲】要配慮者利用施設の防災訓練の促進 | 要配慮者利用施設における避難確保計画を作成した事業者は、防災訓練も必ず実施しなければならないが、市へ訓練を実施した旨の届出義務がないため、実際に訓練を行っているかどうかの確認が出来ていないのが現状である。 今後は、確実に訓練実施率を向上させるために、市と事業者が連携した情報伝達訓練等を実施するなど、年に一度は必ず訓練を行うよう働きかけを行っていく。 | 防災訓練の実施率 | 0% | 洪水:39% 土砂:41% 高潮:28% | 洪水:34% 土砂:44% 高潮:22% | 100% | 市 地域住民 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 水防法 土砂災害防止法 | | 防災危機管理課 | | | | | |
| 15 | 【1-3再掲】防災教育の推進 | 学校現場において災害から身を守るためには、教職員の危機管理意識の向上及び児童生徒が自分事として捉えるための工夫が重要である。 そのために、学校安全計画や危機管理マニュアルを踏まえ、訓練等を実施し見直しを図るとともに、地域の特性や実態を踏まえ、各教科等で防災教育と避難訓練等を取り組んで行く。 | 防災に係る授業の実施 | 31校 | 31校 | 31校 | 31校 | 各学校 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 学校安全計画 危機管理マニュアル 学習指導要領 | | 避難訓練の実施 | 31校 | 31校 | 31校 | 31校 | 学校教育課 |
| 26 | ため池ハザードマップの作成促進 | 近年、全国で発生しているため池の氾濫については、住民の認知度は決して高くなく、危険性の周知等が課題となっている。 浸水想定区域内に家屋や公共施設等があるため池141箇所の内、23箇所を作成済みであるが、今後も、ため池が決壊した場合の浸水想定区域を周知するため、未作成のため池ハザードマップを作成し、防災意識の向上に努める。 | ため池ハザードマップ作成率 | 51% | 80% | 100% | 100% (市全体) | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 中津市地域防災計画 | | 耕地課 | | | | | |
| 7 | 【1-1再掲】地籍調査の推進 | 所有者不明や筆界未定などの土地は、災害発生後の迅速な復旧復興や円滑な防災・減災事業実施の妨げとなる。 これを少しでも解消するため、地籍調査を早期に実施できるよう、地籍調査事業が完了していない地域の進捗率を強化する。 | 地籍調査進捗率 | 67% (市全域) | 68% (市全域) | 68.5% (市全域) | 100% (市全体) | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 国土調査法（地籍調査） 第7次国土調査事業十箇年計画 | | 用地課 | | | | | |

【2-1】被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止 ※重点化

| 施策No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-------|---|---|-------------------------|--------|--------|--------|---------|----------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 27 | 医療応援協定の再構築 | <p>大規模災害時には、市の保健師の活動だけでは限界があり、医療機関の支援は欠かせない。</p> <p>そのため、平成9年に災害時の医療救護に関する協定を中津市医師会と締結したが、締結後に協定内容を見直していないため、現状の災害対応に合うよう協定内容の見直しを行う。</p> <p>また、災害時における医薬品や衛生材料の供給については、県の協定に基づき、災害時に医療機関等への供給の支援を行う。</p> | 医療応援協定の再構築 | 未構築 | 未構築 | 未構築 | 再構築 | 県、市、医師会等関係機関 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 中津市地域防災計画 中津市災害時受援計画 | | | | | | | 地域医療対策課 |
| 28 | 備蓄食料等の確保・管理 | <p>近年の自然災害の頻発化、被害の甚大化を見れば、直接命に関わる水や食料の確保は、公助だけでなく、個人や地域での備蓄の取り組みが必要である。</p> <p>中津市では、大規模災害に備え、様々な備蓄品を計画的に購入し備蓄しているが、今後も大規模災害に備え、引き続き計画的に備蓄を行っていくとともに、自主防災組織・各家庭においても災害に備え備蓄をするよう、今後も引き続き啓発を行う。</p> | 簡易トイレ（ボックストイレ）の備蓄数 | 242個 | 242個 | 90個 | 700個 | 市 市民 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法 中津市地域防災計画 | | 簡易トイレ（付替え用）の備蓄数 | 1,850個 | 1,850個 | 7,000個 | 37,000個 | 防災危機管理課 |
| 29 | 給水施設の整備・給水体制の確立 | <p>大寒波や地震による給水設備の破損等により、安定した給水が出来なくなると市民生活に大きな影響を及ぼすこととなる。</p> <p>平成24年より、三口浄水場耐震化・更新事業を行っており、平成31年に基幹施設再構築計画を策定し、老朽管更新事業も継続している。今後も基幹施設の耐震化、更新事業を計画的に推進していくと共に、施設、設備の長寿命化も図る。</p> | 基幹施設再構築計画による耐震化、更新事業実施率 | 19% | 19% | 19% | 57% | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 中津市水道ビジョン 基幹施設再構築計画 中津市水道事業経営戦略 | | | | | | | 施設技術課 |
| 30 | 中津市災害時受援計画の実用的な運用 | <p>平成30年3月に策定した、「中津市災害時受援計画」は随時計画の見直しを行っているが、計画の内容を検証するための訓練を実施しておらず、計画の内容の検証が出来ていないため、受援計画の定期的な見直しと併せて訓練の実施を行う。</p> | 計画の見直し・訓練の実施 | 未実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 市、県、災害応援協定締結企業 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 大分県広域受援計画 中津市受援計画 | | | | | | | 防災危機管理課 |

【2-1】被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止 ※重点化

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|----------------------------------|--|-------------|-------|-------|--------|--------|----------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 31 | 都市部における輸送ルート の骨格となる街路等の 整備 | <p>災害時の避難路やサプライチェーンの維持に道路整備は欠かせないものであり、既存の道路維持はもちろんのこと、新たな整備も計画する必要がある。</p> <p>特に中津日田高規格道路は、「命をつなぐみち」として災害時の迂回路など重要な機能を果たしている。大規模災害に備え、都市の骨格となる街路等の整備を引き続き計画的に行っていく。</p> | | | | | | 市 |
| | 都市計画マスタープラン | | | | | | | 建設政策課 建設土木課 |
| 32 | 道路の改修及び維持管理 | <p>災害発生時において、道路は住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等に欠かせないものであり、適切な管理を怠ることによりそれらの妨げとなる恐れがある。</p> <p>今後も、災害時において住民避難等の重要な役割を果たす道路の改修及び維持管理を計画的に進める。</p> | 市道の整備延長 | 896km | 896km | 896km | 896km | 市 |
| | | | | | | | | 建設政策課 建設土木課 |
| 33 | 橋梁、トンネル、道路附 属物等の改修及び維持管 理 | <p>災害発生時において、橋梁・トンネル、道路附属物等は、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等に欠かせないものであり、適切な管理を怠ることによりそれらの妨げとなる恐れがある。</p> <p>今後も、災害時において住民避難等の重要な役割を果たす橋梁・トンネル、道路附属物等の改修及び維持管理を計画的に進める。</p> | 橋梁長寿命化修繕率 | 34.1% | 46.4% | 57.02% | 83.5% | 市 |
| | | | トンネル長寿命化修繕率 | 0.0% | 66.7% | 66.7% | 100.0% | 建設政策課 建設土木課 |
| 34 | 倒木時に電線等へ影響を 及ぼす樹木の事前伐採 | <p>災害時において倒木が発生し、電線を切断させるなどの被害が想定される。</p> <p>その被害を未然に防ぐために、民間企業や土地所有者と連携をはかり、影響を及ぼす樹木を事前に伐採する取り組みを進めていく。</p> | | | | | | 市 関係企業 |
| | 中津市地域防災計画 | | | | | | | 林業水産課 |

【2-1】被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止 ※重点化

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|-------------------------------------|--|-----------|--------------|--------------|----------------|---------------|-------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 35 | 漁港、林道における物資 輸送ルートの確保 | 輸送基盤となる漁港や林道については、岸壁の整備・耐震化や漁港・林道の適切な保全を進める必要があるため、今後は地震・津波・水害・土砂災害対策を推進し、安定した物資輸送ルートが確保できるよう取り組んでいく。 | | | | | | 県市 |
| | ・災害対策基本法 ・中津市地域防災計画 | | | | | | | 林業水産課 |
| 7 | 【1-1再掲】地籍調査 の推進 | 所有者不明や筆界未定などの土地は、災害発生後の迅速な復旧復興や円滑な防災・減災事業実施の妨げとなる。これを少しでも解消するため、地籍調査を早期に実施できるよう、地籍調査事業が完了していない地域の進捗率を強化する。 | 地籍調査進捗率 | 67% (市全域) | 68% (市全域) | 68.5%(市 全域) | 100% (市全体) | 市 |
| | ・国土調査法（地籍調査） ・第7次国土調査事業十箇 年計画 | | | | | | | 用地課 |

【2-2】多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 ※重点化

| 施策No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-------|--|--|------------------|-------|-------|-------|--------|----------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 36 | 山間地における避難路や輸送路等の整備 | <p>中津市の山間部においては、大雨による土砂災害等により、孤立する集落等が発生する可能性が高く、避難路等の整備が必要である。</p> <p>林道は、山間地における避難路や輸送路等として活用できるため、災害時における避難路等の役割を果たすことの出来る林道の適正な保全に努める。</p> <p>特にトンネルや橋梁の主要構造物については定期的な点検を行うなど保全・長寿命化対策の取り組みを強化する。</p> | | | | | | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法 中津市地域防災計画 | | | | | | | 林業水産課 |
| 37 | 農道等の整備・保全の推進 | <p>農道は、農村地域の活性化に寄与するとともに、災害時において緊急輸送路や回路としての利用が可能となるなど重要な役割を担っていることから、平常時において適切に整備・保全を行う必要がある。</p> <p>今後も、地域住民からの要望を踏まえつつ、地域ごとの整備状況や整備後の利用形態の検討等の課題整理をしながら整備を促進する。</p> <p>また、農道や農道橋等は、社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成するうえでも、適正な保全対策が求められるため、農道橋（延長15m以上）や農道トンネルの耐震点検を引き続き実施し、道路網としての役割を維持する。</p> | 農道橋の保全対策計画路線数 | 16橋 | 16橋 | 16橋 | 16橋 | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法 中津市地域防災計画 | | 農道トンネルの保全対策計画路線数 | 4箇所 | 4箇所 | 4箇所 | 4箇所 | 耕地課 |
| 32 | 【2-1再掲】道路の改修及び維持管理 | <p>災害発生時において、道路は住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等に欠かせないものであり、適切な管理を怠ることによりそれらの妨げとなる恐れがある。</p> <p>今後も、災害時において住民避難等の重要な役割を果たす道路の改修及び維持管理を計画的に進める。</p> | 市道の整備延長 | 896km | 896km | 896km | 896km | 市 |
| | | | | | | | | 建設政策課 建設土木課 |
| 33 | 【2-1再掲】橋梁、トンネル、道路附属物等の改修及び維持管理 | <p>災害発生時において、橋梁・トンネル、道路附属物等は、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等に欠かせないものであり、適切な管理を怠ることによりそれらの妨げとなる恐れがある。</p> <p>今後も、災害時において住民避難等の重要な役割を果たす橋梁・トンネル、道路附属物等の改修及び維持管理を計画的に進める。</p> | 橋梁長寿命化修繕率 | 34.1% | 46.4% | 57.0% | 83.5% | 市 |
| | | | トンネル長寿命化修繕率 | 0.0% | 66.7% | 66.7% | 100.0% | 建設政策課 建設土木課 |

【2-2】多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 ※重点化

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|---------------------------|---|------------------------|-------|-------|-------|------|-----------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 24 | 【1-5再掲】がけ地の崩壊対策 | 旧下毛地域には、山沿いに張り付くように住家が存在し、ほぼ全域が土砂災害のリスクが高い地域である。土砂災害等の危険から住民の生命の安全を確保するため、土砂災害特別警戒区域等の区域内にある住宅について、移転等に対する補助制度の周知や支援を実施する。 | がけ地等危険住宅移転件数 | 0件 | 0件 | 1件 | 5件 | 市 |
| | ・土砂災害防止法 ・大分県建築基準法施行条例 | | | | | | | 建築指導課 |
| 17 | 【1-4再掲】河川施設の維持・改修 | 市の管理する中小河川は、自然公物であり土砂などが堆積するため、本来河川に求められる機能が容易に低下する。そのため、河川施設の適切な整備と維持管理を行う必要がある。 大規模地震発生による被害や、台風等の大雨による浸水被害を最小限に防ぐために、河川施設の維持・改修を行う。 | 河川の維持・改修 | 0件 | 1件 | 1件 | 3件 | 市 |
| | ・中津市河川（準用河川・普通河川）事業計画 | | | | | | | 排水対策課 |
| 38 | 携帯電話不感地域の解消 | 携帯電話通信事業者のいずれも通信できない地域が数箇所存在するため、災害時における安否確認等の連絡手段が確保できない状況が想定される。 今後は、携帯電話の不感地域の解消を図るため、大分県や携帯電話通信事業者の協力を得ながら、通信環境の改善を図る。 | | | | | | 市 |
| | | | | | | | | 情報デジタル推進課 |
| 39 | 公衆無線LAN整備 | 災害時においては情報収集や情報発信が確実に出来る環境が必要である。 災害関連情報を地域住民や来訪者等が確実かつ迅速に入手できる環境を確保するため、耐災害性の高いWi-Fiの整備を行う。 | 緊急避難場所における公衆無線LAN整備整備率 | 81.6% | 89.5% | 89.5% | 100% | 市 |
| | | | | | | | | 情報デジタル推進課 |

【2-2】多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 ※重点化

| 施策No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-------|---|--|--------------------------------------|--------|---------|---------|---------|-----------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 40 | ケーブルテレビ幹線の2ルート化、老朽化した幹線の更改 | <p>ケーブルテレビ幹線は、現在212号沿いの1ルートのみであり、幹線が断線すれば、断線箇所より先は情報伝達が絶たれる。現在1ルートのみケーブルテレビ幹線を2ルート化し、土砂災害等で断線が生じた場合にはルートを切り替え、地域住民に対し情報伝達可能な状態を確保する。</p> <p>また、老朽化した光ケーブルの更改を行い、安定した情報伝達環境を整える。</p> | ケーブルテレビ幹線の2ルート化、老朽化した幹線の更改に係る事業方針の策定 | 未策定 | 未策定 | 未策定 | 策定 | 市 |
| | | | | | | | | 情報デジタル推進課 |
| 41 | 災害時情報伝達手段の普及促進 | <p>テレビ以外で携帯やスマートフォンなど瞬時に災害情報や避難情報を入手することが困難な高齢者等の避難が遅れることで、人的被害が拡大することが懸念される。平成30年度より高齢者世帯向けに貸与を開始し、約800台を貸与している防災緊急告知FMラジオは、周知が不足していると考えられるため、市報や地区の会合等において、本事業の説明を行うなど、貸与数を増やすための取り組みを継続していく。</p> <p>また、平成28年よりサービスを開始した、市からの防災情報や防犯情報、イベント情報等をメール配信する「なかつメール」についても、登録者数が伸び悩んでいるのが現状であるため、現状の市民のニーズに沿ったサービスの構築を行い、登録者数の増加を目指す。</p> | 貸与したラジオの台数 | 862台 | 1,139台 | 1,283台 | 2,000台 | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 中津市地域防災計画 中津市防災緊急告知FMラジオ貸与要綱 | | なかつメール登録件数（メール版・LINE版合算） | 9,775件 | 13,763件 | 14,163台 | 16,000件 | 防災危機管理課 |
| 42 | 伝達ツール利用方法の教育 | <p>災害時において、市民が自ら災害情報を入手することは重要であるが、どのような形で入手すればよいか平常時に利用方法を理解出来ていなければ、災害時において迅速且つ適切な避難行動がとれないおそれがある。</p> <p>市が提供する災害情報共有システム（Lアラート）を活用した災害情報を市民が確実かつ迅速に入手し、避難等の行動につなげられるよう、なかつ情報プラザ等で行う市民向けの無料講座で、防災ツールの使用方法等についての講座を設けるなど、情報リテラシーの向上を図る。</p> | | | | | | 市 |
| | | | | | | | | 情報デジタル推進課 |

【2-2】多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 ※重点化

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|---|--|-----------|--------------|--------------|----------------|---------------|-------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 7 | 【1-1再掲】地籍調査の推進 | 所有者不明や筆界未定などの土地は、災害発生後の迅速な復旧復興や円滑な防災・減災事業実施の妨げとなる。これを少しでも解消するため、地籍調査を早期に実施できるよう、地籍調査事業が完了していない地域の進捗率を強化する。 | 地籍調査進捗率 | 67% (市全域) | 68% (市全域) | 68.5%(市 全域) | 100% (市全体) | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・国土調査法（地籍調査） ・第7次国土調査事業十箇年計画 | | | | | | | 用地課 |

【2-3】自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救援活動等の絶対的不足

| 施策No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-------|--|--|--------------------|-------|-------|-------|-------------------|----------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 43 | 消防団の活動強化 | 大規模災害時において、発災直後の初動期における地域住民相互の助け合い、人命救助や初期消火への努力が被害の軽減につながるようになるなどから、主に地域住民で構成された消防団の活動は非常に重要であり、必要不可欠である。 今後、消防団活動をより活性化させるために、消防車両等資機材の設備整備、施設整備の充実を図り、大規模災害に備える。 | 消防車両の整備 | 5台 | 2台 | 3台 | 17台 | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 中津市消防本部災害運用マニュアル 中津市地域防災計画 | | | | | | | 消防本部総務課 |
| 44 | 防災士の養成 | 平成24年から大分県と連携して養成を行い、現在では400人を超える防災士がいるなど、防災士の数は年々増加傾向にあるが、防災士を配置出来ていない地域が多数あり、地域によって防災力に差が出ている。 今後、各地域に防災士を配置し、地域独自で防災意識の啓発や防災訓練の推進などの実施が出来るよう、引き続き防災士の養成を行っていく。 | 自主防災組織（自治会）の防災士確保率 | 69.3% | 70.4% | 75.0% | 90% | 市 自主防災組織 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 中津市地域防災計画 中津市避難所運営マニュアル | | | | | | | 防災危機管理課 |
| 45 | 消防受援体制の強化 | 中津市消防本部のみで対処できない災害時においては、他の消防機関と連携を図ることが非常に重要である。 今後は、大分県常備消防相互応援協定、緊急消防援助隊、隣接消防応援協定等に沿って活動隊が円滑に活動出来るように見直しを図るとともに、消防の災害対応能力を向上させ、大分県下及び九州の消防隊との連携強化を図る。 | 関係機関との合同訓練等 | 1回 | 3回 | 4回 | 20回 (R3～R7合計値) | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 中津市受援計画 中津市消防本部受援計画 中津市消防対策本部運用マニュアル 中津市地域防災計画 大分県常備消防相互応援協定 大分県緊急消防援助隊受援計画 | | | | | | | 消防署 |
| 30 | 【2-1再掲】中津市災害時受援計画の実用的な運用 | 平成30年3月に策定した、「中津市災害時受援計画」は随時計画の見直しを行っているが、計画の内容を検証するための訓練を実施しておらず、計画の内容の検証が出来ていないため、受援計画の定期的な見直しと併せて訓練の実施を行う。 | 計画の見直し・訓練の実施 | 未実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 市、県、災害応援協定締結企業 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 大分県広域受援計画 中津市受援計画 | | | | | | | |

【2-3】自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救援活動等の絶対的不足

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|---|---|--|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 46 | 自主防災組織の活動強化 | <p>地域住民による任意の防災組織である自主防災組織は、全ての地域において立ち上げられているが、自主的かつ継続的な防災訓練等が実施出来ていない組織が多いことが課題である。</p> <p>今後は、全ての地域において継続的に訓練等を実施していきけるように、資機材の整備や防災訓練などの活動を支援し、組織活動の充実強化を図る。</p> | 防災訓練等を実施した自主防災組織率 | 11% | 22% | 27% | 80% | 市 自主防災組織 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 中津市地域防災計画 中津市避難所運営マニュアル | | | | | | | 防災危機管理課 支所総務・住民課 |
| 47 | 住民による避難所の自主運営の促進 | <p>災害時において開設する避難所は、市職員が主体となって避難所運営を行っているのが現状である。</p> <p>自主的な避難所運営を行っていくためには、自主運営の要となる自主防災組織及び防災士等に対して、防災訓練等を通じてスキルアップを図る必要があるため、中津市が策定している「中津市避難所運営マニュアル」を基に、適切な避難所の運営を、住民独自で行っていきけるよう働きかける。</p> | 避難所運営に地域住民（防災士等）が協力している校区（地域） ※全18校区（地域） | 18校区 （地域） | 18校区 （地域） | 18校区 （地域） | 18校区 （地域） | 市 自主防災組織 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 中津市地域防災計画 中津市避難所運営マニュアル | | | | | | | 防災危機管理課 支所総務・住民課 |
| 14 | 【1-3再掲】避難行動要支援者の避難支援の取り組みの推進 | <p>災害時において障がいのある方や高齢者など、避難行動に支障のある方の支援が課題となる。</p> <p>災害時に自ら避難することが困難な者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人々が実行性のある避難支援等がなされるよう、情報伝達や避難支援等の体制の整備を図る。</p> <p>また、地域の安全・安心体制の強化を図るために策定された中津市避難行動要支援者避難支援計画をもとに、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域に提供することで、災害時における避難支援の仕組みづくりを促進する。</p> | 地域防災組織への名簿提供率 | 0% | 0% | 14% | 100% | 市 |
| | 中津市地域防災計画 | | | | | | | 福祉政策課 |
| 10 | 【1-2再掲】消防各種訓練の実施 | <p>災害発生後から公助が行き届くまでの間、自助・共助による自主的な活動が重要となるが、防災意識を含め、十分とはいえない状況である。</p> <p>災害に備え、地域防災を担う自主防災組織、消防団が連携した合同の防災訓練を実施するなど、火災予防や安全対策の推進を行う。</p> | 自主防災組織、消防団が連携した合同の防災訓練 | 2件 | 0件 | 1件 | 50件 | 市、消防団 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 中津市消防本部災害運用マニュアル 中津市地域防災計画 | | | | | | | 消防本部総務課 |

【2-4】想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|---|--|---------------------|-------|-------|-------|-------|----------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 30 | <p>【2-1再掲】中津市災害時受援計画の実用的な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分県広域受援計画 ・中津市受援計画 | <p>平成30年3月に策定した、「中津市災害時受援計画」は随時計画の見直しを行っているが、計画の内容を検証するための訓練を実施しておらず、計画の内容の検証が出来ていないため、受援計画の定期的な見直しと併せて訓練の実施を行う。</p> | <p>計画の見直し・訓練の実施</p> | 未実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 市、県、災害応援協定締結企業 |
| | | | | | | | | |
| 35 | <p>【2-1再掲】漁港、林道における物資輸送ルート確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法 ・中津市地域防災計画 | <p>輸送基盤となる漁港や林道については、岸壁の整備・耐震化や漁港・林道の適切な保全を進める必要があるため、今後は地震・津波・水害・土砂災害対策を推進し、安定した物資輸送ルートが確保できるよう取り組んでいく。</p> | | | | | | <p>県市</p> |
| | | | | | | | | |
| 48 | <p>災害時に有効な活動拠点となる公園の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン ・公園長寿命化計画 | <p>大規模地震が発生した場合など、住民避難のスペースとして、また受援計画に沿った団体の受入先の確保などでも活用が想定される施設として既存の公園の維持管理をはじめ計画的な整備が必要となる。都市公園の整備や、公園施設の長寿命化など、大規模災害に備え、今後も引き続き計画的に整備を行っていく。</p> | <p>長寿命化公園施設数</p> | 72基 | 77基 | 96基 | 165基 | <p>市</p> |
| | | | | | | | | |
| 32 | <p>【2-1再掲】道路の改修及び維持管理</p> | <p>災害発生時において、道路は住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等に欠かせないものであり、適切な管理を怠ることによりそれらの妨げとなる恐れがある。今後も、災害時において住民避難等の重要な役割を果たす道路の改修及び維持管理を計画的に進める。</p> | <p>市道の整備延長</p> | 896km | 896km | 896km | 896km | <p>市</p> |
| | | | | | | | | |

【2-4】想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|--------------------------------|---|-------------|-------|-------|-------|--------|----------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 33 | 【2-1再掲】橋梁、トンネル、道路附属物等の改修及び維持管理 | 災害発生時において、橋梁・トンネル、道路附属物等は、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等に欠かせないものであり、適切な管理を怠ることによりそれらの妨げとなる恐れがある。今後も、災害時において住民避難等の重要な役割を果たす橋梁・トンネル、道路附属物等の改修及び維持管理を計画的に進める。 | 橋梁長寿命化修繕率 | 34.1% | 46.4% | 57.0% | 83.5% | 市 |
| | | | トンネル長寿命化修繕率 | 0.0% | 66.7% | 66.7% | 100.0% | 建設政策課 建設土木課 |

【2-5】医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能・福祉支援活動の麻痺

| 施策No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-------|---------------------------|--|---------------------|------|------|------|-----|----------------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 27 | 【2-1再掲】医療応援協定の再構築 | 大規模災害時には、市の保健師の活動だけでは限界があり、医療機関の支援は欠かせない。 そのため、平成9年に災害時の医療救護に関する協定を中津市医師会と締結したが、締結後に協定内容を見直していないため、現状の災害対応に合うよう協定内容の見直しを行う。 また、災害時における医薬品や衛生材料の供給については、県の協定に基づき、災害時に医療機関等への供給の支援を行う。 | 医療応援協定の再構築 | 未構築 | 未構築 | 未構築 | 再構築 | 県、市、医師会等関係機関 |
| | ・中津市地域防災計画 ・中津市災害時受援計画 | | | | | | | 地域医療対策課 |
| 49 | 医療救護訓練の実施 | 大規模災害時には、市の保健師の活動だけでは限界があり、医療機関の支援は必要不可欠である。 災害発生時の駆け込みによる負傷者に対する搬送や救護、及び助産の提供について、平常時より医療支援体制の構築をするために、中津市民病院等の関係機関と連携した医療救護訓練を行う。 | 関係機関と連携した医療救護訓練の実施 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 実施 | 県、市、市民病院 医師会等関係機関 |
| | ・中津市地域防災計画 ・災害救助法 | | | | | | | 地域医療対策課 |
| 50 | 医療機関及び消防署等との連携の強化 | 大規模災害時には、医療機関との連携は必要不可欠であり、平常時において関係を構築しておく必要がある。 災害発生時、駆け込みによる負傷者に対する搬送や救護について、迅速な対応が行えるよう医療機関や消防署等との連携を強化していく。 | 医療機関や消防署等と連携した訓練の実施 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 実施 | 市、消防、医師会等 関係機関 |
| | ・中津市地域防災計画 ・中津市災害時受援計画 | | | | | | | 地域医療対策課 |
| 51 | 災害時における医療派遣体制の連携強化 | 災害発生時における災害時派遣医療チーム(DMAT)については、定期的な訓練の実施と実際の被災地への支援活動による実績を積んでいる。しかし、対応能力を大幅に超過した医療的需要の発生も想定されるため、今後は災害時の支援要請をスムーズに行うため、関係機関との更なる連携の強化に努める。 | 年1回の訓練実施 (市民病院) | 未実施 | 未実施 | 実施 | 実施 | 県、市、市民病院 医師会等関係機関 |
| | ・中津市地域防災計画 | | | | | | | 地域医療対策課 市民病院総務課 |

【2-5】医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能・福祉支援活動の麻痺

| 施策No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-------|---|---|-------------|-------|-------|-------|-------|----------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 52 | 日本赤十字社大分県支部及び大分県との連携強化 | 災害発生時における診療所の孤立による医療機能の停止時においては、日本赤十字社大分県支部や大分県への医療班派遣要請を行うこととなるが、災害時に医療活動をスムーズに行うため、医師会等の関連機関と市民と連携した訓練を実施するなど、関係機関との連携の強化を図る。 | 関係団体との訓練の実施 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 実施 | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 中津市地域防災計画 中津市災害時受援計画 | | | | | | | 地域医療対策課 |
| 35 | 【2-1再掲】漁港、林道における物資輸送ルートの確保 | 輸送基盤となる漁港や林道については、岸壁の整備・耐震化や漁港・林道の適切な保全を進める必要があるため、今後は地震・津波・水害・土砂災害対策を推進し、安定した物資輸送ルートが確保できるよう取り組んでいく。 | / | / | / | / | / | 県市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法 中津市地域防災計画 | | | | | | | 林業水産課 |
| 34 | 【2-4再掲】倒木時に電線等へ影響を及ぼす樹木の事前伐採 | 災害時において倒木が発生し、電線を切断させるなどの被害が想定される。その被害を未然に防ぐために、民間企業や土地所有者と連携をはかり、影響を及ぼす樹木を事前に伐採する取り組みを進めていく。 | / | / | / | / | / | 市 関係企業 |
| | 中津市地域防災計画 | | | | | | | 林業水産課 |
| 32 | 【2-1再掲】道路の改修及び維持管理 | 災害発生時において、道路は住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等に欠かせないものであり、適切な管理を怠ることによりそれらの妨げとなる恐れがある。今後も、災害時において住民避難等の重要な役割を果たす道路の改修及び維持管理を計画的に進める。 | 市道の整備延長 | 896km | 896km | 896km | 896km | 市 |
| | | | | | | | | 建設政策課 建設土木課 |

【2-5】医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能・福祉支援活動の麻痺

| 施策No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-------|---|---|-------------------------|-------|-------|-------|--------|----------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 33 | 【2-2再掲】橋梁、トンネル、道路附属物等の改修及び維持管理 | <p>災害発生時において、橋梁・トンネル、道路附属物等は、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等に欠かせないものであり、適切な管理を怠ることによりそれらの妨げとなる恐れがある。今後も、災害時において住民避難等の重要な役割を果たす橋梁・トンネル、道路附属物等の改修及び維持管理を計画的に進める。</p> | 橋梁長寿命化修繕率 | 34.1% | 46.4% | 57.0% | 83.5% | 市 |
| | | | トンネル長寿命化修繕率 | 0.0% | 66.7% | 66.7% | 100.0% | 建設政策課 建設土木課 |
| 53 | 港湾施設整備の実施 | <p>大規模災害時に道路等が寸断された場合には、災害派遣医療チームの現地到達、エネルギー供給やサプライチェーン、支援物資の確保等が困難となるため、海路からの受入手段の拠点である港湾施設の対策が重要であると考えられる。 大規模災害に備え、港湾施設の耐震、津波、高潮対策等を、県と連携し引き続き計画的に整備を行っていくとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。</p> | 港湾整備、改修 | 実施中 | 実施中 | 実施中 | 完了 | 市 |
| | 大分県地域防災計画 | | | | | | | 企業立地・雇用対策課 |
| 54 | 住民への救命講習の啓発 | <p>大規模災害時には、道路の寸断等により公的な支援が迅速に行えない可能性が高いため、市民の応急処置等の知識向上を図ることが重要である。 災害現場において、住民等が適切な応急手当ができるよう、応急手当の普及啓発活動（普通救命講習、上級救命講習、普及員講習）を行う。 また、応急処置等への応援体制を含めた消防団員との連携を強化するために、消防団員の応急手当普及員、普通・上級救命講習修了者の増加を目指す。</p> | 応急手当の普及啓発・普通救命（住民・消防団） | 581人 | 536人 | 363人 | 4,500人 | 市 市民 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 中津市消防本部災害運用マニュアル 中津市地域防災計画 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要領 | | 応急手当の普及啓発・上級救命（住民・消防団） | 11人 | 19人 | 0人 | 150人 | 消防本部総務課 消防署 |
| | | | 応急手当の普及啓発・普及員講習（住民・消防団） | 6人 | 7人 | 0人 | 30人 | |
| 30 | 【2-1再掲】中津市災害時受援計画の実用的な運用 | <p>平成30年3月に策定した、「中津市災害時受援計画」は随時計画の見直しを行っているが、計画の内容を検証するための訓練を実施しておらず、計画の内容の検証が出来ていないため、受援計画の定期的な見直しと併せて訓練の実施を行う。</p> | 計画の見直し・訓練の実施 | 未実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 市、県、災害応援協定締結企業 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 大分県広域受援計画 中津市受援計画 | | | | | | | |

【2-5】医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能・福祉支援活動の麻痺

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|--|--|--------------------------------|------|------|------|----|----------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 55 | 福祉避難所の確保 | <p>災害時の要配慮者の避難場所の確保は、土砂災害や浸水想定区域を多く抱える中で大きな課題となっている。</p> <p>一般の避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定について、令和元年度未までに公営施設17カ所を指定、民間施設20カ所の協定を締結した。今後も、新たな指定及び協定の推進に努める。</p> | 福祉避難所の受け入れ対象者の調整と公示の実施 | 未実施 | 準備中 | 実施 | 実施 | 市 |
| | 中津市地域防災計画 | | | | | | | 福祉政策課 |
| 13 | 【1-3再掲】防災拠点施設の整備 | <p>本庁舎は災害対応を行うための防災拠点施設としているが、経年劣化を含め非常用発電機等の配置改善等が指摘されており、本庁舎としての耐震化や非常用発電機等を含めた大規模改修計画の検討が必要であるため、より機能的な本庁舎にするための整備を行っている。</p> <p>また、災害時において本庁舎が使用できない場合に備え、代替の防災拠点施設の整備計画も併せて行っていく。</p> | 大規模改修計画の策定 | 未策定 | 未策定 | 未策定 | 策定 | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法 中津市地域防災計画 | | (別途本庁舎以外で災害拠点施設を整備する場合)整備計画の策定 | 未計画 | 未計画 | 未策定 | 策定 | 財政課 防災危機管理課 |

【2-6】被災地における疫病・感染症等の大規模発生

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|---|---|--------------------------|--------|--------|--------|---------|--|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 56 | 保健指導及び予防接種の促進 | <p>災害発生時において、避難所や被災者宅の巡回等により、保健指導や感染症対策を行っている。</p> <p>支所管内では、開設された避難所に避難者がいる場合、保健師が巡回を行っているが、対象避難者数が多い中津地域における保健師による巡回活動の実施は課題となっている。</p> <p>今後、災害発生時において安定した保健指導や感染症対策が行えるよう、市保健師の活動体制の整備をする。</p> <p>また、避難所等において疫病・感染症等が蔓延させないために、平常時において予防接種が可能な疾病（季節性インフルエンザ等）の予防接種率を向上させるため市民への周知等を行っていく。</p> | 予防接種率（季節性インフルエンザ：小児・高齢者） | 48.40% | 59.30% | 60.90% | 50% | 市 |
| | 大規模災害時保健活動マニュアル | | | | | | | 地域医療対策課 |
| 57 | 迅速な消毒の対応計画の整備 | <p>大規模災害時における被災地域の衛生管理は重要な課題であり、平常時において消毒作業に係る連携体制等を構築する必要がある。</p> <p>今後、想定以上の大規模浸水により、行政だけでは物理的対応が困難な場合、速やかに業者や他の機関と連携して消毒作業に取り組むとともに、想定以上の大規模浸水に見舞われた際の迅速な対応計画の整備も検討する。</p> | 消毒作業にかかる連携体制等の構築 | 検討中 | 未実施 | 未実施 | 連携体制の構築 | 市 |
| | | | | | | | | 環境政策課 |
| 58 | ごみ処理施設の対策 | <p>大規模災害時においてごみ処理施設が被災した場合、ごみの処理が大きな課題となるため、被災時における復旧計画策定及び広域処理体制の構築を行うとともに、ごみ処理施設における伝染病予防のための対策用品の備蓄（消毒液・マスク・防護服・手袋）も行う。</p> | 被災時における復旧計画策定及び広域処理体制の構築 | 未実施 | 実施 | / | 実施 | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・中津市災害廃棄物処理計画 ・中津市災害廃棄物処理マニュアル | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> 清掃管理課 清掃施設課 |
| 59 | し尿処理に係る取り組みの強化 | <p>大規模災害時においてし尿処理施設が被災した場合、し尿等の処理が大きな課題となるため、被災時における復旧計画策定、及び広域処理体制の構築を行う。</p> <p>また、市内のし尿くみ取り業者と連携した、し尿収集運搬に係るし尿収集運搬訓練や、広域処理体制の構築を行うとともに、仮設トイレの確保及び設置訓練も併せて行う。</p> | 被災時における復旧計画策定及び広域計画の構築 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 実施 | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・中津市災害廃棄物処理計画 ・中津市災害廃棄物処理マニュアル | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> 清掃管理課 清掃施設課 |

【2-6】被災地における疫病・感染症等の大規模発生

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|--------|---|--|----------------------------|--------|--------|--------|---------|----------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 60 | 災害廃棄物の運搬、処理に係る対策 | <p>大規模災害時においては、災害時に排出される災害廃棄物の運搬、処理が課題であるため、平成29年4月に「中津市災害廃棄物処理計画」、令和2年2月に「中津市災害廃棄物処理マニュアル」を策定したが、計画内容の検証が出来ていないのが現状である。計画の実行性をより高めるために、市の初動対応訓練等を実施する。</p> <p>また、迅速な災害廃棄物処理を行うために最終処分場と協定を締結する。</p> | 初動対応訓練の実施 | 未実施 | 未実施 | 一部実施中 | 実施 | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 中津市災害廃棄物処理計画 中津市災害廃棄物処理マニュアル | | 中津市クリーンプラザ基幹的設備改良工事 | 実施中 | 実施中 | 事業完了 | 事業完了 | 清掃管理課 清掃施設課 |
| 28 | 【2-1再掲】備蓄食料等の確保・管理 | <p>近年の自然災害の頻発化、被害の甚大化を見れば、直接命に関わる水や食料の確保は、公助だけでなく、個人や地域での備蓄の取り組みが必要である。</p> <p>中津市では、大規模災害に備え、様々な備蓄品を計画的に購入し備蓄しているが、今後も大規模災害に備え、引き続き計画的に備蓄を行っていくとともに、自主防災組織・各家庭においても災害に備え備蓄をするよう、今後も引き続き啓発を行う。</p> | 簡易トイレ（ボックストイレ）の備蓄数 | 242個 | 242個 | 90個 | 700個 | 市 市民 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法 中津市地域防災計画 | | 簡易トイレ（付替え用）の備蓄数 | 1,850個 | 1,850個 | 7,000個 | 37,000個 | 防災危機管理課 |
| 61 | 市民病院における備蓄品の確保・管理 | <p>近年の自然災害の頻発化、被害の甚大化より、直接命に関わる水や食料の備蓄は、大分県北部の中核的な医療機関のひとつである中津市民病院においても必要な取り組みである。</p> <p>大規模災害に備え、病院機能を維持できるように、設備の定期点検や水や食料などの計画的な備蓄を行う。</p> | 市民病院における備蓄品の確保・管理（水：500ml） | 800本 | 800本 | 800本 | 800本 | 市民病院 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法 中津市民病院業務継続計画 | | 市民病院における備蓄品の確保・管理（備蓄食） | 1,800食 | 1,800食 | 1,800食 | 1,800食 | 市民病院総務課 |
| 62 | 市民病院における防災訓練の継続的な実施 | <p>大規模災害を想定した外来トリアージ訓練や災害対策本部立ち上げ訓練を実施するなど、平常時における防災訓練を通じた防災力の強化を推進する必要がある。</p> <p>今後も随時計画の見直しを行い、他機関とも連携しながら大規模災害等を想定した実動訓練を実施し、大規模災害に備える。</p> | 計画の見直し・訓練の実施 | 実施 | 未実施 | 実施 | 実施 | 市民病院 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 中津市民病院業務継続計画 中津市防災マップ | | | | | | | 市民病院総務課 |

【2-7】劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被害者の健康状態の悪化・死者の発生 ※重点化

| 施策No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-------|--|---|---------------------------------|--------|--------|--------|-----|-----------------------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 4 | 【1-1再掲】社会教育施設等の老朽化対策 | <p>地域コミュニティの維持や地域住民のいきがい、健康づくりの場、災害時に避難所となる施設として、老朽化や耐震性など十分な対策が必要である。</p> <p>大規模災害に備え、老朽化した施設の更新整備を進めているが、施設の老朽化度合や災害に対する脆弱性を的確に把握し必要な更新整備を行う。</p> | | | | | | 市 |
| | 公共施設管理プラン | | | | | | | 社会教育課 体育・給食課 施設整備課 |
| 56 | 【2-6再掲】保健指導及び予防接種の促進 | <p>災害発生時において、避難所や被災者宅の巡回等により、保健指導や感染症対策を行っている。</p> <p>支所管内では、開設された避難所に避難者がいる場合、保健師が巡回を行っているが、対象避難者数が多い中津地域における保健師による巡回活動の実施は課題となっている。</p> <p>今後、災害発生時において安定した保健指導や感染症対策が行えるよう、市保健師の活動体制の整備をする。</p> <p>また、避難所等において疫病・感染症等が蔓延させないために、平常時において予防接種が可能な疾病（季節性インフルエンザ等）の予防接種率を向上させるため市民への周知等を行っていく。</p> | <p>予防接種率（季節性インフルエンザ：小児・高齢者）</p> | 48.40% | 59.30% | 60.90% | 50% | 市 |
| | 大規模災害時保健活動マニュアル | | | | | | | 地域医療対策課 |
| 46 | 【2-3再掲】自主防災組織の活動強化 | <p>地域住民による任意の防災組織である自主防災組織は、全ての地域において立ち上げられているが、自主的かつ継続的な防災訓練等が実施出来ていない組織が多いことが課題である。</p> <p>今後は、全ての地域において継続的に訓練等を実施していけるよう、資機材の整備や防災訓練などの活動を支援し、組織活動の充実強化を図る。</p> | <p>防災訓練等を実施した自主防災組織率</p> | 11% | 22% | 27% | 80% | 市 自主防災組織 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・中津市地域防災計画 ・中津市避難所運営マニュアル | | | | | | | <p>防災危機管理課 支所総務・住民課</p> |
| 44 | 【2-3再掲】防災士の養成 | <p>平成24年から大分県と連携して養成を行い、現在では400人を超える防災士がいるなど、防災士の数は年々増加傾向にあるが、防災士を配置出来ていない地域が多数あり、地域によって防災力に差が出ている。</p> <p>今後、各地域に防災士を配置し、地域独自で防災意識の啓発や防災訓練の推進などの実施が出来るよう、引き続き防災士の養成を行っていく。</p> | <p>自主防災組織（自治会）の防災士確保率</p> | 69.3% | 70.4% | 75.0% | 90% | 市 自主防災組織 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・中津市地域防災計画 ・中津市避難所運営マニュアル | | | | | | | <p>防災危機管理課</p> |

【2-7】劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被害者の健康状態の悪化・死者の発生 ※重点化

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | ⑤実施主体 | |
|-----------|--|---|--|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 47 | 【2-3再掲】住民による避難所の自主運営の促進 | <p>災害時において開設する避難所は、市職員が主体となって避難所運営を行っているのが現状である。</p> <p>自主的な避難所運営を行っていくためには、自主運営の要となる自主防災組織及び防災士等に対して、防災訓練等を通じてスキルアップを図る必要があるため、中津市が策定している「中津市避難所運営マニュアル」を基に、適切な避難所の運営を、住民独自で行っていただけるよう働きかける。</p> | 避難所運営に地域住民（防災士等）が協力している校区（地域） ※全18校区（地域） | 18校区 （地域） | 18校区 （地域） | 18校区 （地域） | 18校区 （地域） | 市 自主防災組織 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 中津市地域防災計画 中津市避難所運営マニュアル | | | | | | | 防災危機管理課 支所総務・住民課 |

【3-1】被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|------------------------------|--|-------------------|------|------|------|-----|---------------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 63 | 地域住民による防犯活動の強化 | 大規模災害時においては、警察機能の大幅な低下による治安の悪化が懸念されるため、安心パトロール（青パト）隊員による被災地域への防犯警戒活動を行い、各種窃盗事件等の未然防止警戒パトロール並びに各種災害関連情報等の広報活動を実施する。 また、大規模停電等による、信号滅灯時における手信号などによる交通誘導などの交通事故防止活動も併せて実施する。 | | | | | | 市 |
| | | | | | | | | 市民安全課 |
| 46 | 【2-3再掲】自主防災組織の活動強化 | 地域住民による任意の防災組織である自主防災組織は、全ての地域において立ち上げられているが、自主的かつ継続的な防災訓練等が実施出来ていない組織が多いことが課題である。 今後は、全ての地域において継続的に訓練等を実施していきけるように、資機材の整備や防災訓練などの活動を支援し、組織活動の充実強化を図る。 | 防災訓練等を実施した自主防災組織率 | 11% | 22% | 27% | 80% | 市 自主防災組織 |
| | ・中津市地域防災計画 ・中津市避難所運営マニュアル | | | | | | | 防災危機管理課 支所総務・住民課 |

【3-2】行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 ※重点化

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|--|---|--------------------------------|------|------|-------|----|----------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 13 | 【1-3再掲】防災拠点 施設の整備 | <p>本庁舎は災害対応を行うための防災拠点施設としているが、経年劣化を含め非常用発電機等の配置改善等が指摘されており、本庁舎としての耐震化や非常用発電機等を含めた大規模改修計画の検討が必要であるため、より機能的な本庁舎にするための整備を行っている。</p> <p>また、災害時において本庁舎が使用できない場合に備え、代替の防災拠点施設の整備計画も併せて行っていく。</p> | 大規模改修計画 の策定 | 未策定 | 未策定 | 未策定 | 策定 | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法 中津市地域防災計画 | | (別途本庁舎以外で災害拠点施設を整備する場合)整備計画の策定 | 未計画 | 未計画 | 未策定 | 策定 | 財政課 防災危機管理課 |
| 20 | 【1-4再掲】データセ ンターの移設 | <p>なかつ情報プラザは、山国川が洪水により氾濫した場合の浸水想定区域内に所在しているため、洪水発生時には施設が浸水するおそれがある。</p> <p>住民データ等重要なデータを保管しているデータセンターについて、クラウド化を含め、対策を検討する。</p> | 基幹系システムのクラウド化の構築 | 未構築 | 構築中 | 構築 | 構築 | 市 |
| | I C T部門業務継続計画 (未策定) | | | | | | | 情報推進課 |
| 21 | 【1-4再掲】なかつ情 報プラザ非常用電源装置 の浸水対策 | <p>なかつ情報プラザの非常用電源装置は、建物の中庭に設置しており、山国川が洪水により氾濫した場合の浸水想定区域内に所在しているため、洪水発生時には施設が浸水するおそれがある。</p> <p>現在設置している非常用電源装置が、浸水することにより使用不可能となった場合には、データセンターの機能、ケーブルネットワーク施設の機能、福祉避難所としての機能が果たせなくなることから、電力供給に関する対策が必要である。このため、データセンター、ケーブルネットワーク施設、福祉避難所等として機能するために、更なる停電に強いシステムを構築する。</p> | データセンターの改修又は移転(クラウド化)の完了 | 未決定 | 構築中 | 一部構築済 | 完了 | 市 |
| | I C T部門業務継続計画 (未策定) | | | | | | | 情報推進課 |

【3-2】行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 ※重点化

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|--|--|-----------------------|------|------|------|----|-----------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 64 | 中津市の防災力向上のための訓練の実施 | <p>年に一度、全職員を対象とした職員参集訓練を実施しているが毎年、同じ内容の参集訓練を実施しているため、職員の防災意識の向上に繋がっていない現状がある。</p> <p>あらゆる災害に備えるため、災害対策本部の設置訓練や、避難所の開設訓練なども組み合わせるなど、より実効性の高い訓練を実施し、災害対策本部の対処能力及び市職員の防災意識を更に向上させる。</p> | 複合的な訓練の実施 | 未実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法 中津市地域防災計画 | | | | | | | 防災危機管理課 関係各課 |
| 65 | 中津市業務継続計画（BCP）の実用的な運用 | <p>平成29年2月に策定した中津市業務継続計画（BCP）は、計画の見直しを随時行っているが、計画の内容を検証するための訓練を実施出来ておらず、計画の内容の検証が出来ていないため、今後は定期的な見直しと併せて訓練の実施を行う。</p> | 計画の見直し・訓練の実施 | 未実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 市 |
| | 中津市業務継続計画（BCP） | | | | | | | 防災危機管理課 関係各課 |
| 66 | ICTのBCP計画策定 | <p>災害時において、業務継続上重要なICT資源が被災することにより、市の業務継続に大きな影響を及ぼすことになるが、ICTに係るBCPが未策定の状況である。</p> <p>今後、災害時において、業務継続上重要なICT資源に対する被害を最小限にとどめ、業務の継続と早期復旧を行うためのBCPを策定する。</p> | ICT部門業務継続計画の見直し・訓練の実施 | 未実施 | 一部実施 | 未実施 | 実施 | 市 |
| | ICT部門業務継続計画（未策定） | | | | | | | 情報推進課 |
| 30 | 【2-1再掲】中津市災害時受援計画の実用的な運用 | <p>平成30年3月に策定した、「中津市災害時受援計画」は随時計画の見直しを行っているが、計画の内容を検証するための訓練を実施しておらず、計画の内容の検証が出来ていないため、受援計画の定期的な見直しと併せて訓練の実施を行う。</p> | 計画の見直し・訓練の実施 | 未実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 市、県、災害応援協定締結企業 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 大分県広域受援計画 中津市受援計画 | | | | | | | 防災危機管理課 |

【3-2】行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 ※重点化

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|---------------------|---|------------------------------|------|------|------|----|-------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 67 | 被災者支援システムの構築 | 被災後、住民票情報(電子データ)を基に被災者支援の資料を作成することが有用とされている。現在、住民票情報が記録されるのは、ホストコンピュータ上の行政情報システムのみであるが、停電すると自家発電の間しか稼働できないため、大規模災害により、停電が数日続く場合、住民票情報を利用した「安否確認資料」「避難対象者名簿」「被災調査台帳」等の作成ができないことになる。 今後、小型発電機で稼働できるパーソナルコンピュータを確保し、電子データを保管することで、初動対応に必要な資料が効率的に作成できるようにする。また、作成する資料は、地理情報システムと連携させることで、機動性を高めることができるため、今後整備を検討していく。 | システム構築 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 実施 | 市 |
| | 中津市業務継続計画 | | | | | | | 市民課 |
| 68 | イントラネット光ケーブル更改、冗長化 | イントラネットは冗長化されておらず、途中で断線すれば断線箇所より先は情報伝達が絶たれてしまうため、現在1ルートのみイントラネット幹線を2ルート化して組織内の情報収集手段を確保し、老朽化した光ケーブルの更改を行い、安定した情報伝達環境を整える。 | イントラネット光ケーブル更改、冗長化に係る事業方針の策定 | 未策定 | 未策定 | 未策定 | 策定 | 市 |
| | I C T 部門業務継続計画(未策定) | | | | | | | 情報推進課 |

【4-1】 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 ※重点化

| 施策No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | ⑤実施主体 | |
|-------|-----------------------------------|--|--------------------------------|--------|---------|---------|---------|------------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 41 | 【2-2再掲】災害時情報伝達手段の普及促進 | テレビ以外で携帯やスマートフォンなど瞬時に災害情報や避難情報を入手することが困難な高齢者等の避難が遅れることで、人的被害が拡大することが懸念される。平成30年度より高齢者世帯向けに貸与を開始し、約800台を貸与している防災緊急告知FMラジオは、周知が不足していると考えられるため、市報や地区の会合等において、本事業の説明を行うなど、貸与数を増やすための取り組みを継続していく。 | 貸与したラジオの台数 | 862台 | 1,139台 | 1,283台 | 2,000台 | 市 |
| | ・中津市地域防災計画 ・中津市防災緊急告知FMラジオ貸与要綱 | また、平成28年よりサービスを開始した、市からの防災情報や防犯情報、イベント情報等をメール配信する「なかつメール」についても、登録者数が伸び悩んでいるのが現状であるため、現状の市民のニーズに沿ったサービスの構築を行い、登録者数の増加を目指す。 | なかつメール登録件数（メール版・LINE版合算） | 9,775件 | 13,763件 | 14,163台 | 16,000件 | 防災危機管理課 |
| 69 | ホームページ管理システムのクラウド化 | 市から発信する災害情報は非常に重要であり、その情報が確実に受け取れるようにする必要がある。ホームページ管理システムをクラウド化するとともに、非常時にはモバイル回線からの更新を可能にする取り組みを行う。 | 庁舎インターネット通信網が断絶したことを想定した訓練の実施 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 実施 | 市 |
| | | また、非常時に、庁舎のインターネット通信網が断絶したことを想定した訓練の実施を検討する。 | | | | | | 秘書広報課 防災危機管理課 |
| 13 | 【1-3再掲】防災拠点施設の整備 | 本庁舎は災害対応を行うための防災拠点施設としているが、経年劣化を含め非常用発電機等の配置改善等が指摘されており、本庁舎としての耐震化や非常用発電機等を含めた大規模改修計画の検討が必要であるため、より機能的な本庁舎にするための整備を行っていく。 | 大規模改修計画の策定 | 未策定 | 未策定 | 未策定 | 策定 | 市 |
| | ・災害対策基本法 ・中津市地域防災計画 | また、災害時において本庁舎が使用できない場合に備え、代替の防災拠点施設の整備計画も併せて行っていく。 | （別途本庁舎以外で災害拠点施設を整備する場合）整備計画の策定 | 未計画 | 未計画 | 未策定 | 策定 | 財政課 防災危機管理課 |

【4-1】 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 ※重点化

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|-----------------------------------|--|--------------------------------------|-------|-------|-------|------|-------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 40 | 【2-2再掲】ケーブルテレビ幹線の2ルート化、老朽化した幹線の更改 | <p>ケーブルテレビ幹線は、現在212号沿いの1ルートのみであり、幹線が断線すれば、断線箇所より先は情報伝達が絶たれる。現在1ルートのみケーブルテレビ幹線を2ルート化し、土砂災害等で断線が生じた場合にはルートを切り替え、地域住民に対し情報伝達可能な状態を確保する。</p> <p>また、老朽化した光ケーブルの更改を行い、安定した情報伝達環境を整える。</p> | ケーブルテレビ幹線の2ルート化、老朽化した幹線の更改に係る事業方針の策定 | 未策定 | 未策定 | 未策定 | 策定 | 市 |
| | 情報推進課 | | | | | | | |
| 39 | 【2-2再掲】公衆無線LAN整備 | <p>災害時には情報収集や情報発信が確実に出来る環境が必要である。</p> <p>災害関連情報を地域住民や来訪者等が確実かつ迅速に入手できる環境を確保するため、耐災害性の高いWi-Fiの整備を行う。</p> | 緊急避難場所における公衆無線LAN整備整備率 | 81.6% | 89.5% | 89.5% | 100% | 市 |
| | 情報推進課 | | | | | | | |
| 42 | 【2-2再掲】伝達ツール利用方法の教育 | <p>災害時において、市民が自ら災害情報を入手することは重要であるが、どのような形で入手すればよいか平常時に利用方法を理解出来ていなければ、災害時において迅速且つ適切な避難行動がとれないおそれがある。</p> <p>市が提供する災害情報共有システム（Lアラート）を活用した災害情報を市民が確実かつ迅速に入手し、避難等の行動につなげられるよう、なかつ情報プラザ等で行う市民向けの無料講座で、防災ツールの使用方法等についての講座を設けるなど、情報リテラシー</p> | | | | | | 市 |
| | 情報推進課 | | | | | | | |
| 38 | 【2-2再掲】携帯電話不感地域の解消 | <p>携帯電話通信事業者のいずれも通信できない地域が数箇所存在するため、災害時における安否確認等の連絡手段が確保できない状況が想定される。</p> <p>今後は、携帯電話の不感地域の解消を図るため、大分県や携帯電話通信事業者の協力を得ながら、通信環境の改善を図る。</p> | | | | | | 市 |
| | 情報推進課 | | | | | | | |

【4-1】 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 ※重点化

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|--------------------------------------|--|--|------|------|------|----|-----------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 68 | 【3-2再掲】イントラ ネット光ケーブル更改、 冗長化 | イントラネットは冗長化されておらず、途中で断線すれば断線箇所より先は情報伝達が絶たれてしまうため、現在1ルートのみ のイントラネット幹線を2ルート化して組織内の情報収集手段を確保し、老朽化した光ケーブルの更改を行い、安定した情報伝達環境を整える。 | イントラネット 光ケーブル更 改、冗長化に係 る事業方針の策 定 | 未策定 | 未策定 | 未策定 | 策定 | 市 |
| | I C T 部門業務継続計画 (未策定) | | | | | | | 情報推進課 |
| 34 | 【2-4再掲】倒木時に 電線等へ影響を及ぼす樹 木の事前伐採 | 災害時において倒木が発生し、電線を切断させるなどの被害が想定される。 その被害を未然に防ぐために、民間企業や土地所有者と連携を はかり、影響を及ぼす樹木を事前に伐採する取り組みを進めていく。 | | | | | | 市 関係企業 |
| | 中津市地域防災計画 | | | | | | | 林業水産課 |

【4-2】災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

| 施策No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-------|---|--|--------------------------|--------|---------|---------|---------|------------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 70 | 情報提供手段の多重化 | <p>中津市では、災害情報の提供を防災ポータルサイト、なかつメール、Facebook、Twitter等を使って、提供しているが、近年増加している外国人居住者に対して、防災情報を届ける手段が不足しているのが現状である。</p> <p>今後は、日頃から活用している情報発信手段を使って、誰でも必要な情報を入手できる方法をより多重化出来るよう取り組んで行く。</p> | 災害時における外国人向けの防災情報の発信 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 実施 | 市 |
| | | | | | | | | 秘書広報課 防災危機管理課 |
| 41 | 【2-2再掲】災害時情報伝達手段の普及促進 | <p>テレビ以外で携帯やスマートフォンなど瞬時に災害情報や避難情報を入手することが困難な高齢者等の避難が遅れることで、人的被害が拡大することが懸念される。</p> <p>平成30年度より高齢者世帯向けに貸与を開始し、約800台を貸与している防災緊急告知FMラジオは、周知が不足していると考えられるため、市報や地区の会合等において、本事業の説明を行うなど、貸与数を増やすための取り組みを継続していく。</p> <p>また、平成28年よりサービスを開始した、市からの防災情報や防犯情報、イベント情報等をメール配信する「なかつメール」についても、登録者数が伸び悩んでいるのが現状であるため、現状の市民のニーズに沿ったサービスの構築を行い、登録者数の増加を目指す。</p> | 貸与したラジオの台数 | 862台 | 1,139台 | 1,283台 | 2,000台 | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 中津市地域防災計画 中津市防災緊急告知FMラジオ貸与要綱 | | なかつメール登録件数（メール版・LINE版合算） | 9,775件 | 13,763件 | 14,163台 | 16,000件 | 防災危機管理課 |
| 5 | 【1-1再掲】なかつ情報プラザの耐震化対策 | <p>中津市のネットワーク拠点施設であるなかつ情報プラザは、建築基準法に基づく耐震性は有しているが、データセンター、ケーブルネットワーク施設としての耐震性の有無の調査が必要である。</p> <p>住民データ等のデータの喪失、及び旧下毛地域への情報伝達ツールであるケーブルネットワークの心臓部であるヘッドエンド施設を大規模災害から守るために、更なる耐震性の向上を図る。</p> | データセンターの改修又は移転（クラウド化）の完了 | 未決定 | 構築中 | 一部構築済 | 完了 | 市 |
| | 建築物の耐震改修の促進に関する法律 | | | | | | | 情報推進課 |

【4-2】災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|-----------------------------------|--|--------------------------------------|------|------|-------|----|-------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 21 | 【1-4再掲】なかつ情報プラザ非常用電源装置の浸水対策 | なかつ情報プラザの非常用電源装置は、建物の中庭に設置しており、山国川が洪水により氾濫した場合の浸水想定区域内に所在しているため、洪水発生時には施設が浸水するおそれがある。 現在設置している非常用電源装置が、浸水することにより使用不可能となった場合には、データセンターの機能、ケーブルネットワーク施設の機能、福祉避難所としての機能が果たせなくなることから、電力供給に関する対策が必要である。このため、データセンター、ケーブルネットワーク施設、福祉避難所等として機能するために、更なる停電に強いシステムを構築する。 | データセンターの改修又は移転(クラウド化)の完了 | 未決定 | 構築中 | 一部構築済 | 完了 | 市 |
| | I C T 部門業務継続計画(未策定) | | | | | | | 情報推進課 |
| 71 | サブセンター用非常用電源装置の防災対策 | 各支所サブセンターの非常用電源装置は、場所によっては土砂災害警戒区域及び山国川の浸水想定区域に所在しているため(耶馬溪支所・山国支所)、災害時に現在設置している非常用電源装置が被災して、使用不可能となった場合には、ケーブルネットワーク施設の機能が果たせなくなるため、電力供給に関する対策が必要である。 ケーブルネットワーク施設として機能するために、更なる停電に強いシステムを構築する。 | 電源装置の二重化(切替機設置) | 未設置 | 設置 | / | 設置 | 市 |
| | | | | | | | | 情報推進課 |
| 40 | 【2-2再掲】ケーブルテレビ幹線の2ルート化、老朽化した幹線の更改 | ケーブルテレビ幹線は、現在212号沿いの1ルートのみであり、幹線が断線すれば、断線箇所より先は情報伝達が絶たれる。 現在1ルートのみケーブルテレビ幹線を2ルート化し、土砂災害等で断線が生じた場合にはルートを切り替え、地域住民に対し情報伝達可能な状態を確保する。 また、老朽化した光ケーブルの更改を行い、安定した情報伝達環境を整える。 | ケーブルテレビ幹線の2ルート化、老朽化した幹線の更改に係る事業方針の策定 | 未策定 | 未策定 | 未策定 | 策定 | 市 |
| | | | | | | | | 情報推進課 |

【4-2】災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

| 施策No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-------|------------------------------|---|------------------------------|-------|-------|-------|------|-----------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 68 | 【3-2再掲】イントラネット光ケーブル更改、冗長化 | イントラネットは冗長化されておらず、途中で断線すれば断線箇所より先は情報伝達が絶たれてしまうため、現在1ルートのみイントラネット幹線を2ルート化して組織内の情報収集手段を確保し、老朽化した光ケーブルの更改を行い、安定した情報伝達環境を整える。 | イントラネット光ケーブル更改、冗長化に係る事業方針の策定 | 未策定 | 未策定 | 未策定 | 策定 | 市 |
| | ICT部門業務継続計画(未策定) | | | | | | | 情報推進課 |
| 39 | 【2-2再掲】公衆無線LAN整備 | 災害時においては情報収集や情報発信が確実に出来る環境が必要である。災害関連情報を地域住民や来訪者等が確実にかつ迅速に入手できる環境を確保するため、耐災害性の高いWi-Fiの整備を行う。 | 緊急避難場所における公衆無線LAN整備整備率 | 81.6% | 89.5% | 89.5% | 100% | 市 |
| | | | | | | | | 情報推進課 |
| 38 | 【2-2再掲】携帯電話不感地域の解消 | 携帯電話通信事業者のいずれも通信できない地域が数箇所存在するため、災害時における安否確認等の連絡手段が確保できない状況が想定される。今後は、携帯電話の不感地域の解消を図るため、大分県や携帯電話通信事業者の協力を得ながら、通信環境の改善を図る。 | | | | | | 市 |
| | | | | | | | | 情報推進課 |
| 34 | 【2-4再掲】倒木時に電線等へ影響を及ぼす樹木の事前伐採 | 災害時において倒木が発生し、電線を切断させるなどの被害が想定される。その被害を未然に防ぐために、民間企業や土地所有者と連携をほかり、影響を及ぼす樹木を事前に伐採する取り組みを進めていく。 | | | | | | 市 関係企業 |
| | 中津市地域防災計画 | | | | | | | 林業水産課 |

【4-2】災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

| 施策No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-------|------------------------------|--|-------------------------|-------|-------|-------|------|---------------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 72 | 観光客へのWi-Fi設備の設置場所等の周知 | 本市を訪れた外国人をはじめとする観光客は、言語の問題や地理的な問題などにより、観光施設等に配置した本市の観光情報をはじめ防災情報も取得できるWi-Fi設備を把握できない恐れがある。今後は、Wi-Fi設備の設置場所や、その活用方法を様々な手段を通じて周知を行うなど、観光客への配慮を推進していく。 | 無料公衆無線LAN (Wi-Fi) 拠点の整備 | 53箇所 | 58箇所 | 58箇所 | 57箇所 | 市 民間事業者 |
| | 中津市地域防災計画 | | | | | | | 観光課 |
| 42 | 【2-2再掲】伝達ツール利用方法の教育 | 災害時において、市民が自ら災害情報を入手することは重要であるが、どのような形で入手すればよいか平常時に利用方法を理解出来ていなければ、災害時において迅速且つ適切な避難行動がとれないおそれがある。 市が提供する災害情報共有システム(Lアラート)を活用した災害情報を市民が確実かつ迅速に入手し、避難等の行動につなげられるよう、なかつ情報プラザ等で行う市民向けの無料講座で、防災ツールの使用方法等についての講座を設けるなど、情報リテラシーの向上を図る。 | | | | | | 市 |
| | | | | | | | | 情報推進課 |
| 46 | 【2-3再掲】自主防災組織の活動強化 | 地域住民による任意の防災組織である自主防災組織は、全ての地域において立ち上げられているが、自主的かつ継続的な防災訓練等が実施出来ていない組織が多いことが課題である。 今後は、全ての地域において継続的に訓練等を実施していきけるように、資機材の整備や防災訓練などの活動を支援し、組織活動の充実強化を図る。 | 防災訓練等を実施した自主防災組織率 | 11% | 22% | 27% | 80% | 市 自主防災組織 |
| | ・中津市地域防災計画 ・中津市避難所運営マニュアル | | | | | | | 防災危機管理課 支所総務・住民課 |
| 44 | 【2-3再掲】防災士の養成 | 平成24年から大分県と連携して養成を行い、現在では400人を超える防災士がいるなど、防災士の数は年々増加傾向にあるが、防災士を配置出来ていない地域が多数あり、地域によって防災力に差が出ている。 今後、各地域に防災士を配置し、地域独自で防災意識の啓発や防災訓練の推進などの実施が出来るよう、引き続き防災士の養成を行っていく。 | 自主防災組織(自治会)の防災士確保率 | 69.3% | 70.4% | 75.0% | 90% | 市 自主防災組織 |
| | ・中津市地域防災計画 ・中津市避難所運営マニュアル | | | | | | | 防災危機管理課 |

【4-2】災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | ⑤実施主体 | |
|-----------|--|---|--|----------|----------|----------|----------|---|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 47 | <p>【2-3再掲】住民による避難所の自主運営の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 中津市地域防災計画 中津市避難所運営マニュアル | <p>災害時において開設する避難所は、市職員が主体となって避難所運営を行っているのが現状である。 自主的な避難所運営を行っていくためには、自主運営の要となる自主防災組織及び防災士等に対して、防災訓練等を通じてスキルアップを図る必要があるため、中津市が策定している「中津市避難所運営マニュアル」を基に、適切な避難所の運営を、住民独自で行っていただけるよう働きかける。</p> | 避難所運営に地域住民（防災士等）が協力している校区（地域） ※全18校区（地域） | 18校区（地域） | 18校区（地域） | 18校区（地域） | 18校区（地域） | <p>市 自主防災組織</p> <p>防災危機管理課 支所総務・住民課</p> |
| | <p>【1-3再掲】避難行動要支援者の避難支援の取り組みの推進</p> <p>中津市地域防災計画</p> | <p>災害時において障がいのある方や高齢者など、避難行動に支障のある方の支援が課題となる。 災害時に自ら避難することが困難な者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人々が実行性のある避難支援等がなされるよう、情報伝達や避難支援等の体制の整備を図る。 また、地域の安全・安心体制の強化を図るために策定された中津市避難行動要支援者避難支援計画をもとに、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域に提供することで、災害時における避難支援の仕組みづくりを促進する。</p> | 地域防災組織へ の名簿提供率 | 0% | 0% | 14% | 100% | <p>市</p> <p>福祉政策課</p> |

【5-1】サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|--|--|-------------|-------|-------|-------|--------|----------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 31 | 【2-1再掲】都市部における輸送ルートの骨格となる街路等の整備 | <p>災害時の避難路やサプライチェーンの維持に道路整備は欠かせないものであり、既存の道路維持はもちろんのこと、新たな整備も計画する必要がある。</p> <p>特に中津日田高規格道路は、「命をつなぐみち」として災害時の迂回路など重要な機能を果たしている。大規模災害に備え、都市の骨格となる街路等の整備を引き続き計画的に行っていく。</p> | | | | | | 市 |
| | 都市計画マスタープラン | | | | | | | 建設政策課 建設土木課 |
| 35 | 【2-1再掲】漁港、林道における物資輸送ルートの確保 | <p>輸送基盤となる漁港や林道については、岸壁の整備・耐震化や漁港・林道の適切な保全を進める必要があるため、今後は地震・津波・水害・土砂災害対策を推進し、安定した物資輸送ルートが確保できるよう取り組んでいく。</p> | | | | | | 県市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法 ・中津市地域防災計画 | | | | | | | 林業水産課 |
| 33 | 【2-1再掲】橋梁、トンネル、道路附属物等の改修及び維持管理 | <p>災害発生時において、橋梁・トンネル、道路附属物等は、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等に欠かせないものであり、適切な管理を怠ることによりそれらの妨げとなる恐れがある。</p> <p>今後も、災害時において住民避難等の重要な役割を果たす橋梁・トンネル、道路附属物等の改修及び維持管理を計画的に進める。</p> | 橋梁長寿命化修繕率 | 34.1% | 46.4% | 57.0% | 83.5% | 市 |
| | | | トンネル長寿命化修繕率 | 0.0% | 66.7% | 66.7% | 100.0% | 建設政策課 建設土木課 |
| 32 | 【2-1再掲】道路の改修及び維持管理 | <p>災害発生時において、道路は住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等に欠かせないものであり、適切な管理を怠ることによりそれらの妨げとなる恐れがある。</p> <p>今後も、災害時において住民避難等の重要な役割を果たす道路の改修及び維持管理を計画的に進める。</p> | 市道の整備延長 | 896km | 896km | 896km | 896km | 市 |
| | | | | | | | | 建設政策課 建設土木課 |

【5-1】 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|----------------------------------|--|-----------|------|------|------|------|----------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 73 | 中津港港湾BCPによる計画的な危機管理の実施 | <p>大規模災害時に道路等が寸断された場合には、海からの支援が想定され、瀬戸内沿岸市町村などとの相互連携も必要となる。</p> <p>大規模災害に備えて、中津港港湾BCP連絡協議会が中津港港湾BCPを作成しているが、今後も大分県等と連携し、大規模災害時においても中津港が事業継続できるよう取り組んでいく。</p> | | | | | | 県市 |
| | 中津港湾BCP | | | | | | | 企業立地・雇用対策課 |
| 74 | 事業継続力強化支援計画に沿った小規模事業者の防災・減災対策の支援 | <p>激甚化する自然災害や南海トラフ地震の発生が懸念される中、災害への十分な備えを行っている小規模事業者は一部にとどまっていると考えられる。</p> <p>中津市では、小規模事業者支援法に基づき、地域の経済団体である中津商工会議所及び中津市しもげ商工会と共同で、令和6年度までを計画期間とする「事業継続力強化支援計画」を策定した。</p> <p>本計画により、小規模事業者に対して災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知していくことで、発災後速やかな復興支援を行うための取り組みを進める。</p> | | | | | | 市 商工団体 |
| | | | | | | | | 商業・ブランド推進課 |
| 75 | 企業ごとのBCP策定の推進 | <p>災害などの緊急事態が発生したときに、企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための業務継続計画(BCP)の策定について、中津市内の企業の策定状況を把握できていないのが現状である。</p> <p>BCPの策定は、災害時における安定した業務継続を行ううえで重要な計画であるため、企業ごとのBCP策定状況の把握を行うとともに、未策定の企業へのBCPの策定を推進する。</p> <p>また、企業ごとのBCP策定に加え、企業が連携したBCPの策定の推進も行う。</p> | BCP策定企業数 | 未調査 | 未調査 | 未調査 | 調査実施 | 各事業者 市、商工団体 |
| | | | | | | | | 企業立地・雇用対策課 |
| 76 | 企業への支援策の周知 | <p>災害からの速やかな復旧・復興には、行政や金融機関等の支援は必要不可欠であり、資金繰りや復旧に要する資金を円滑に供給することが重要である。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の対応で、県や金融機関等との連携が強化されたが、災害時においても円滑に供給できるように、更なる連携の強化を目指す。</p> | | | | | | 県、金融機関 |
| | | | | | | | | 企業立地・雇用対策課 |

【5-2】エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 ※重点化

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|--|--|-------------|-------|-------|-------|--------|----------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 31 | 【2-1再掲】都市部における輸送ルートの骨格となる街路等の整備 | <p>災害時の避難路やサプライチェーンの維持に道路整備は欠かせないものであり、既存の道路維持はもちろんのこと、新たな整備も計画する必要がある。</p> <p>特に中津日田高規格道路は、「命をつなぐみち」として災害時の迂回路など重要な機能を果たしている。大規模災害に備え、都市の骨格となる街路等の整備を引き続き計画的に行っていく。</p> | | | | | | 市 |
| | 都市計画マスタープラン | | | | | | | 建設政策課 建設土木課 |
| 35 | 【2-1再掲】漁港、林道における物資輸送ルートの確保 | <p>輸送基盤となる漁港や林道については、岸壁の整備・耐震化や漁港・林道の適切な保全を進める必要があるため、今後は地震・津波・水害・土砂災害対策を推進し、安定した物資輸送ルートが確保できるよう取り組んでいく。</p> | | | | | | 県市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法 ・中津市地域防災計画 | | | | | | | 林業水産課 |
| 32 | 【2-1再掲】道路の改修及び維持管理 | <p>災害発生時において、道路は住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等に欠かせないものであり、適切な管理を怠ることによりそれらの妨げとなる恐れがある。</p> <p>今後も、災害時において住民避難等の重要な役割を果たす道路の改修及び維持管理を計画的に進める。</p> | 市道の整備延長 | 896km | 896km | 896km | 896km | 市 |
| | | | | | | | | 建設政策課 建設土木課 |
| 33 | 【2-1再掲】橋梁、トンネル、道路附属物等の改修及び維持管理 | <p>災害発生時において、橋梁・トンネル、道路附属物等は、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等に欠かせないものであり、適切な管理を怠ることによりそれらの妨げとなる恐れがある。</p> <p>今後も、災害時において住民避難等の重要な役割を果たす橋梁・トンネル、道路附属物等の改修及び維持管理を計画的に進める。</p> | 橋梁長寿命化修繕率 | 34.1% | 46.4% | 57.0% | 83.5% | 市 |
| | | | トンネル長寿命化修繕率 | 0.0% | 66.7% | 66.7% | 100.0% | 建設政策課 建設土木課 |

【5-2】エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 ※重点化

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|--------------------------------------|---|-----------|------|------|------|----|-----------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 34 | 【2-4再掲】倒木時に 電線等へ影響を及ぼす樹 木の事前伐採 | 災害時において倒木が発生し、電線を切断させるなどの被害が想定される。 その被害を未然に防ぐために、民間企業や土地所有者と連携をはかり、影響を及ぼす樹木を事前に伐採する取り組みを進めていく。 | / | / | / | / | / | 市 関係企業 |
| | 中津市地域防災計画 | | | | | | | 林業水産課 |

【5-3】重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|--|---|----------------|------|------|------|------|-------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 77 | 重要な産業施設の出火防止対策 | <p>危険物、高圧ガス、火薬類等を扱う施設損壊等による被害の拡大は、災害復旧や市民生活において大きな影響を及ぼすことになる。高圧ガス、火薬類の施設については、大分県が担当となり、随時法令を遵守させ、防火対象物の査察を定期的に行っている。</p> <p>市としては、危険物施設について随時法令を遵守させ、防火対象物の査察を定期的に行っており、設備未設置や機能的に不良している設備がある場合など重大な違反については、早期の改修是正に向けて違反処理を実施している。今後も引き続き年間査察基本計画に沿って、目標件数を実施し、消防用設備等の維持管理、防火訓練の積極的指導を行う。</p> <p>また、防火・防災管理者講習会及び自衛消防業務講習会の情報を関係者に提供し、受講等を指導することで大規模施設等における防災体制の強化を推進する。</p> | 重要な産業施設の出火防止対策 | 48件 | 54件 | 33件 | 250件 | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・中津市地域防災計画 ・中津市消防計画 | | | | | | | 消防課 |

【5-4】広域交通ネットワークが分断する等、基幹的な陸上・海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

| 施策No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-------|--|--|--------------|------|------|------|----|----------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 78 | 交通事業者への迅速な情報提供の構築 | <p>災害時において自家用車を所有していない方々にとって、安全な交通手段が確保されるようにしなければならないため、公共交通担当部署として、道路管理者（土木事務所等）と連携を取り、平成29年度より道路情報を共有することで危機回避へと繋げている。</p> <p>今後は、交通事業者と相互に連携・協力し、更なる利用者に対する迅速な情報提供を行う仕組みを構築する。</p> | 迅速な情報提供体制の構築 | 未構築 | 未構築 | 未構築 | 構築 | 中津市 |
| | | | | | | | | 地域振興・広聴課 |
| 31 | 【2-1再掲】都市部における輸送ルートの骨格となる街路等の整備 | <p>災害時の避難路やサプライチェーンの維持に道路整備は欠かせないものであり、既存の道路維持はもちろんのこと、新たな整備も計画する必要がある。</p> <p>特に中津日田高規格道路は、「命をつなぐみち」として災害時の迂回路など重要な機能を果たしている。大規模災害に備え、都市の骨格となる街路等の整備を引き続き計画的に行っていく。</p> | | | | | | 市 |
| | 都市計画マスタープラン | | | | | | | 建設政策課 建設土木課 |
| 35 | 【2-1再掲】漁港、林道における物資輸送ルートの確保 | <p>輸送基盤となる漁港や林道については、岸壁の整備・耐震化や漁港・林道の適切な保全を進める必要があるため、今後は地震・津波・水害・土砂災害対策を推進し、安定した物資輸送ルートが確保できるよう取り組んでいく。</p> | | | | | | 県市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法 ・中津市地域防災計画 | | | | | | | 林業水産課 |
| 53 | 【2-5再掲】港湾施設整備の実施 | <p>大規模災害時に道路等が寸断された場合には、災害派遣医療チームの現地到達、エネルギー供給やサプライチェーン、支援物資の確保等が困難となるため、海路からの受入手段の拠点である港湾施設の対策が重要であると考えられる。</p> <p>大規模災害に備え、港湾施設の耐震、津波、高潮対策等を、県と連携し引き続き計画的に整備を行っていくとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。</p> | 港湾整備、改修 | 実施中 | 実施中 | 実施中 | 完了 | 市 |
| | 大分県地域防災計画 | | | | | | | 企業立地・雇用対策課 |

【5-4】広域交通ネットワークが分断する等、基幹的な陸上・海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|---------------------------------|--|-----------|--------------|--------------|----------------|---------------|-------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 7 | 【1-1再掲】地籍調査の推進 | 所有者不明や筆界未定などの土地は、災害発生後の迅速な復旧復興や円滑な防災・減災事業実施の妨げとなる。これを少しでも解消するため、地籍調査を早期に実施できるよう、地籍調査事業が完了していない地域の進捗率を強化する。 | 地籍調査進捗率 | 67% (市全域) | 68% (市全域) | 68.5%(市 全域) | 100% (市全体) | 市 |
| | ・国土調査法（地籍調査） ・第7次国土調査事業十箇年計画 | | | | | | | 用地課 |

【5-5】食料等の安定供給の停滞

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|-------------------------------------|--|-------------|-------|-------|-------|--------|----------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 79 | 経済関係団体や県との連携強化 | <p>大規模災害によって、地域経済が大ダメージを受け、食料等の安定供給ができなくなり、市民生活に影響を及ぼすため、平常時において経済関係団体や県などの関係機関との連携は非常に重要である。</p> <p>大規模災害に備え、経済関係団体や県などの関係機関との連携を更に強化し、正しい情報が迅速に発信できる体制を構築する。</p> | | | | | | 県 市 商工団体 |
| | | | | | | | | 商業・ブランド推進課 |
| 31 | 【2-1再掲】都市部における輸送ルート の骨格となる街路等の整備 | <p>災害時の避難路やサプライチェーンの維持に道路整備は欠かせないものであり、既存の道路維持はもちろんのこと、新たな整備も計画する必要がある。</p> <p>特に中津日田高規格道路は、「命をつなぐみち」として災害時の迂回路など重要な機能を果たしている。大規模災害に備え、都市の骨格となる街路等の整備を引き続き計画的に行っていく。</p> | | | | | | 市 |
| | 都市計画マスタープラン | | | | | | | 建設政策課 建設土木課 |
| 32 | 【2-1再掲】道路の改修及び維持管理 | <p>災害発生時において、道路は住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等に欠かせないものであり、適切な管理を怠ることによりそれらの妨げとなる恐れがある。</p> <p>今後も、災害時において住民避難等の重要な役割を果たす道路の改修及び維持管理を計画的に進める。</p> | 市道の整備延長 | 896km | 896km | 896km | 896km | 市 |
| | | | | | | | | 建設政策課 建設土木課 |
| 33 | 【2-1再掲】橋梁、トンネル、道路附属物等の改修及び維持管理 | <p>災害発生時において、橋梁・トンネル、道路附属物等は、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等に欠かせないものであり、適切な管理を怠ることによりそれらの妨げとなる恐れがある。</p> <p>今後も、災害時において住民避難等の重要な役割を果たす橋梁・トンネル、道路附属物等の改修及び維持管理を計画的に進める。</p> | 橋梁長寿命化修繕率 | 34.1% | 46.4% | 57.0% | 83.5% | 市 |
| | | | トンネル長寿命化修繕率 | 0.0% | 66.7% | 66.7% | 100.0% | 建設政策課 建設土木課 |

【5-5】食料等の安定供給の停滞

| 施策No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-------|---|--|--------------------|--------------|--------------|----------------|---------------|---------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 37 | 【2-2再掲】農道等の整備・保全の推進 | <p>農道は、農村地域の活性化に寄与するとともに、災害時において緊急輸送路や迂回路としての利用が可能となるなど重要な役割を担っていることから、平常時において適切に整備・保全を行う必要がある。</p> <p>今後も、地域住民からの要望を踏まえつつ、地域ごとの整備状況や整備後の利用形態の検討等の課題整理をしたうえで整備を促進する。</p> <p>また、農道や農道橋等は、社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成するうえでも、適正な保全対策が求められるため、農道橋（延長15m以上）や農道トンネルの耐震点検を引き続き実施し、道路網としての役割を維持する。</p> | 農道橋の保全対策計画路線数 | 16橋 | 16橋 | 16橋 | 16橋 | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法 ・中津市地域防災計画 | | 農道トンネルの保全対策計画路線数 | 4箇所 | 4箇所 | 4箇所 | 4箇所 | 耕地課 |
| 28 | 【2-1再掲】備蓄食料等の確保・管理 | <p>近年の自然災害の頻発化、被害の甚大化を見れば、直接命に関わる水や食料の確保は、公助だけでなく、個人や地域での備蓄の取り組みが必要である。</p> <p>中津市では、大規模災害に備え、様々な備蓄品を計画的に購入し備蓄しているが、今後も大規模災害に備え、引き続き計画的に備蓄を行っていくとともに、自主防災組織・各家庭においても災害に備え備蓄をするよう、今後も引き続き啓発を行う。</p> | 簡易トイレ（ボックストイレ）の備蓄数 | 242個 | 242個 | 90個 | 700個 | 市 市民 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法 ・中津市地域防災計画 | | 簡易トイレ（付替え用）の備蓄数 | 1,850個 | 1,850個 | 7,000個 | 37,000個 | 防災危機管理課 |
| 7 | 【1-1再掲】地籍調査の推進 | <p>所有者不明や筆界未定などの土地は、災害発生後の迅速な復旧復興や円滑な防災・減災事業実施の妨げとなる。</p> <p>これを少しでも解消するため、地籍調査を早期に実施できるよう、地籍調査事業が完了していない地域の進捗率を強化する。</p> | 地籍調査進捗率 | 67% (市全域) | 68% (市全域) | 68.5% (市全域) | 100% (市全体) | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・国土調査法（地籍調査） ・第7次国土調査事業十箇年計画 | | | | | | | 用地課 |

【6-1】電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 ※重点化

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|--------------------------------------|---|--------------|------|------|------|------|----------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 34 | 【2-4再掲】倒木時に 電線等へ影響を及ぼす樹 木の事前伐採 | 災害時において倒木が発生し、電線を切断させるなどの被害が想定される。 その被害を未然に防ぐために、民間企業や土地所有者と連携をはかり、影響を及ぼす樹木を事前に伐採する取り組みを進めていく。 | | | | | | 市 関係企業 |
| | 中津市地域防災計画 | | | | | | | 林業水産課 |
| 75 | 【5-1再掲】企業ごと のBCP策定の推進 | 災害などの緊急事態が発生したときに、企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための業務継続計画(BCP)の策定について、中津市内の企業の策定状況を把握できていないのが現状である。 BCPの策定は、災害時における安定した業務継続を行ううえで重要な計画であるため、企業ごとのBCP策定状況の把握を行うとともに、未策定の企業へのBCPの策定を推進する。 また、企業ごとのBCP策定に加え、企業が連携したBCPの策定の推進も行う。 | BCP策定企業 数 | 未調査 | 未調査 | 未調査 | 調査実施 | 各事業者 市、商工団体 |
| | | | | | | | | 企業立地・雇用対 策課 |

【6-2】上水道等の長期間にわたる供給停止 ※重点化

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | ⑤実施主体 | |
|-----------|--|---|-------------------------|------|------|------|-------|-------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 29 | 【2-1再掲】給水施設の整備・給水体制の確立 | 大寒波や地震による給水設備の破損等により、安定した給水が出来なくなると市民生活に大きな影響を及ぼすこととなる。平成24年より、三口浄水場耐震化・更新事業を行っており、平成31年に基幹施設再構築計画を策定し、老朽管更新事業も継続している。今後も基幹施設の耐震化、更新事業を計画的に推進していくと共に、施設、設備の長寿命化も図る。 | 基幹施設再構築計画による耐震化、更新事業実施率 | 19% | 19% | 19% | 57% | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・中津市水道ビジョン ・基幹施設再構築計画 ・中津市水道事業経営戦略 | | | | | | | 施設技術課 |

【6-3】汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 ※重点化

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | ⑤実施主体 | |
|-----------|--|--|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 18 | 【1-4再掲】排水施設等の整備・維持管理 | 大規模災害時において、下水処理を行う中津終末処理場の機能が停止しないようにする必要がある。 長期的な視点で膨大な下水道施設の老朽化の進展状況を予測し、リスク評価等により優先順位付けを行なったうえで、施設の点検・調査及び修繕・改築等を実施し、下水道施設全体を計画的かつ効率的に管理する「ストックマネジメント計画」による施設の「改築・更新」と合わせて、施設の耐震化に向けた耐震診断、及び非常用発電設備の燃料貯蔵に取り組む。 | 施設設備の改築・更新実施率 | 42.9% | 42.9% | 42.9% | 71.4% | 市 |
| | ・下水道業務継続計画（BCP） ・下水道施設ストックマネジメント計画 ・下水道施設耐水化計画 | | 耐地震津波対策の達成率 | 40.9% | 40.9% | 40.9% | 50.0% | 施設技術課 |

【6-4】基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

| 施策No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-------|---------------------------------|--|------------------|------|------|------|-----|----------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 73 | 【5-1再掲】中津港港湾BCPによる計画的な危機管理の実施 | 大規模災害時に道路等が寸断された場合には、海からの支援が想定され、瀬戸内沿岸市町村などとの相互連携も必要となる。 大規模災害に備えて、中津港港湾BCP連絡協議会が中津港港湾BCPを作成しているが、今後も大分県等と連携し、大規模災害時においても中津港が事業継続できるよう取り組んでいく。 | / | / | / | / | / | 県市 |
| | 中津港湾BCP | | | | | | | 企業立地・雇用対策課 |
| 31 | 【2-1再掲】都市部における輸送ルートの骨格となる街路等の整備 | 災害時の避難路やサプライチェーンの維持に道路整備は欠かせないものであり、既存の道路維持はもちろんのこと、新たな整備も計画する必要がある。 特に中津日田高規格道路は、「命をつなぐみち」として災害時の迂回路など重要な機能を果たしている。大規模災害に備え、都市の骨格となる街路等の整備を引き続き計画的に行っていく。 | / | / | / | / | / | 市 |
| | 都市計画マスタープラン | | | | | | | 建設政策課 建設土木課 |
| 37 | 【2-2再掲】農道等の整備・保全の推進 | 農道は、農村地域の活性化に寄与するとともに、災害時において緊急輸送路や迂回路としての利用が可能となるなど重要な役割を担っていることから、平常時において適切に整備・保全を行っておく必要がある。 今後も、地域住民からの要望を踏まえつつ、地域ごとの整備状況や整備後の利用形態の検討等の課題整理をしたうえで整備を促進する。 また、農道や農道橋等は、社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成するうえでも、適正な保全対策が求められるため、農道橋（延長15m以上）や農道トンネルの耐震点検を引き続き実施し、道路網としての役割を維持する。 | 農道橋の保全対策計画路線数 | 16橋 | 16橋 | 16橋 | 16橋 | 市 |
| | ・災害対策基本法 ・中津市地域防災計画 | | 農道トンネルの保全対策計画路線数 | 4箇所 | 4箇所 | 4箇所 | 4箇所 | 耕地課 |
| 35 | 【2-1再掲】漁港、林道における物資輸送ルートの確保 | 輸送基盤となる漁港や林道については、岸壁の整備・耐震化や漁港・林道の適切な保全を進める必要があるため、今後は地震・津波・水害・土砂災害対策を推進し、安定した物資輸送ルートが確保できるよう取り組んでいく。 | / | / | / | / | / | 県市 |
| | ・災害対策基本法 ・中津市地域防災計画 | | | | | | | 林業水産課 |

【6-4】基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|--------------------------------|---|--------------|-------|-------|-------|--------|---------------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 32 | 【2-1再掲】道路の改修及び維持管理 | <p>災害発生時において、道路は住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等に欠かせないものであり、適切な管理を怠ることによりそれらの妨げとなる恐れがある。</p> <p>今後も、災害時において住民避難等の重要な役割を果たす道路の改修及び維持管理を計画的に進める。</p> | 市道の整備延長 | 896km | 896km | 896km | 896km | 市 |
| | | | | | | | | 建設政策課 建設土木課 |
| 33 | 【2-1再掲】橋梁、トンネル、道路附属物等の改修及び維持管理 | <p>災害発生時において、橋梁・トンネル、道路附属物等は、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等に欠かせないものであり、適切な管理を怠ることによりそれらの妨げとなる恐れがある。</p> <p>今後も、災害時において住民避難等の重要な役割を果たす橋梁・トンネル、道路附属物等の改修及び維持管理を計画的に進める。</p> | 橋梁長寿命化修繕率 | 34.1% | 46.4% | 57.0% | 83.5% | 市 |
| | | | トンネル長寿命化修繕率 | 0.0% | 66.7% | 66.7% | 100.0% | 建設政策課 建設土木課 |
| 80 | 市民への迅速な交通情報の周知 | <p>災害時等に交通規制が布かれた際は、路線バス等の運行状況が大幅に変更となり、それらを利用する市民への影響が懸念される。</p> <p>現在は、災害時等にホームページ、告知放送、ケーブルテレビによる文字放送や、防災情報等が入手しやすい「なかつメール」を活用して、市民への周知を行っているが、今後はそれら情報伝達手段の認知度の向上、及び更なる迅速な交通情報の周知を図る。</p> | 迅速な情報提供体制の構築 | 未構築 | 未構築 | 未構築 | 構築 | 市 |
| | | | | | | | | 地域振興・広聴課 防災危機管理課 |

【6-5】防災施設の長期間にわたる機能不全 ※重点化

| 施策No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-------|--|---|--------------------------------|------|------|-------|----|----------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 13 | 【1-3再掲】防災拠点施設の整備 | <p>本庁舎は災害対応を行うための防災拠点施設としているが、経年劣化を含め非常用発電機等の配置改善等が指摘されており、本庁舎としての耐震化や非常用発電機等を含めた大規模改修計画の検討が必要であるため、より機能的な本庁舎にするための整備を行っている。</p> <p>また、災害時において本庁舎が使用できない場合に備え、代替の防災拠点施設の整備計画も併せて行っていく。</p> | 大規模改修計画の策定 | 未策定 | 未策定 | 未策定 | 策定 | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法 ・中津市地域防災計画 | | (別途本庁舎以外で災害拠点施設を整備する場合)整備計画の策定 | 未計画 | 未計画 | 未策定 | 策定 | 財政課 防災危機管理課 |
| 20 | 【1-4再掲】データセンターの移設 | <p>なかつ情報プラザは、山国川が洪水により氾濫した場合の浸水想定区域内に所在しているため、洪水発生時には施設が浸水するおそれがある。</p> <p>住民データ等重要なデータを保管しているデータセンターについて、クラウド化を含め、対策を検討する。</p> | 基幹系システムのクラウド化の構築 | 未構築 | 構築中 | 構築 | 構築 | 市 |
| | I C T部門業務継続計画(未策定) | | | | | | | 情報デジタル推進課 |
| 21 | 【1-4再掲】なかつ情報プラザ非常用電源装置の浸水対策 | <p>なかつ情報プラザの非常用電源装置は、建物の中庭に設置しており、山国川が洪水により氾濫した場合の浸水想定区域内に所在しているため、洪水発生時には施設が浸水するおそれがある。</p> <p>現在設置している非常用電源装置が、浸水することにより使用不可能となった場合には、データセンターの機能、ケーブルネットワーク施設の機能、福祉避難所としての機能が果たせなくなることから、電力供給に関する対策が必要である。このため、データセンター、ケーブルネットワーク施設、福祉避難所等として機能するために、更なる停電に強いシステムを構築する。</p> | データセンターの改修又は移転(クラウド化)の完了 | 未決定 | 構築中 | 一部構築済 | 完了 | 市 |
| | I C T部門業務継続計画(未策定) | | | | | | | 情報デジタル推進課 |

【6-5】防災施設の長期間にわたる機能不全 ※重点化

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|--|---|--------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-----------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 40 | 【2-2再掲】ケーブルテレビ幹線の2ルート化、老朽化した幹線の更改 | <p>ケーブルテレビ幹線は、現在212号沿いの1ルートのみであり、幹線が断線すれば、断線箇所より先は情報伝達が絶たれる。現在1ルートのみケーブルテレビ幹線を2ルート化し、土砂災害等で断線が生じた場合にはルートを切り替え、地域住民に対し情報伝達可能な状態を確保する。</p> <p>また、老朽化した光ケーブルの更改を行い、安定した情報伝達環境を整える。</p> | ケーブルテレビ幹線の2ルート化、老朽化した幹線の更改に係る事業方針の策定 | 未策定 | 未策定 | 未策定 | 策定 | 市 |
| | | | | | | | | 情報デジタル推進課 |
| 68 | 【3-2再掲】イントラネット光ケーブル更改、冗長化 | <p>イントラネットは冗長化されておらず、途中で断線すれば断線箇所より先は情報伝達が絶たれてしまうため、現在1ルートのみイントラネット幹線を2ルート化して組織内の情報収集手段を確保し、老朽化した光ケーブルの更改を行い、安定した情報伝達環境を整える。</p> | イントラネット光ケーブル更改、冗長化に係る事業方針の策定 | 未策定 | 未策定 | 未策定 | 策定 | 市 |
| | I C T部門業務継続計画(未策定) | | | | | | | 情報デジタル推進課 |
| 18 | 【1-4再掲】排水施設等の整備・維持管理 | <p>大規模災害時において、下水処理を行う中津終末処理場の機能が停止しないようにする必要がある。</p> <p>長期的な視点で膨大な下水道施設の老朽化の進展状況を予測し、リスク評価等により優先順位付けを行なったうえで、施設の点検・調査及び修繕・改築等を実施し、下水道施設全体を計画的かつ効率的に管理する「ストックマネジメント計画」による施設の「改築・更新」と合わせて、施設の耐震化に向けた耐震診断、及び非常用発電設備の燃料貯蔵に取り組む。</p> | 施設設備の改築・更新実施率 | 42.9% | 42.9% | 42.9% | 71.4% | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 下水道業務継続計画 (BCP) 下水道施設ストックマネジメント計画 下水道施設耐水化計画 | | 耐地震津波対策の達成率 | 40.9% | 40.9% | 40.9% | 50.0% | 施設技術課 |
| 16 | 【1-4再掲】豪雨時における内水排水対策の推進 | <p>市内中心部においては、農地の宅地化などによって豪雨時等に雨水を処理できなくなり、住宅等への被害が発生している。</p> <p>台風等の大雨による浸水被害を最小限に防ぐために、山国川水系流域治水協議会の構成機関と連携し、雨水ポンプ場整備及び雨水幹線の整備を行う。</p> | 下水道による浸水対策整備率の向上 | 12.6% | 13.0% | 13.0% | 16.9% | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 中津市版まちひとしごと創生総合戦略 下水道施設業務継続計画 | | | | | | | 排水対策課 |

【6-5】防災施設の長期間にわたる機能不全 ※重点化

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | ⑤実施主体 | |
|-----------|-----------------------|--|-----------|------|------|------|-------|-------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 17 | 【1-4再掲】河川施設の維持・改修 | <p>市の管理する中小河川は、自然公物であり土砂などが堆積するため、本来河川に求められる機能が容易に低下する。そのため、河川施設の適切な整備と維持管理を行う必要がある。</p> <p>大規模地震発生による被害や、台風等の大雨による浸水被害を最小限に防ぐために、河川施設の維持・改修を行う。</p> | 河川の維持・改修 | 0件 | 1件 | 1件 | 3件 | 市 |
| | ・中津市河川（準用河川・普通河川）事業計画 | | | | | | | 排水対策課 |

【7-1】地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|---|--|------------|------|------|------|-------------|---------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 81 | 消防用設備の指導の強化 | <p>大規模地震等により火災が発生し、大規模施設などでは人的被害が拡大する可能性がある。そこで、定期的に予防査察を実施し、消防用設備等の維持管理及び防火管理体制の強化・促進を実施しており、特に必要のある場合は、特別査察を実施している。</p> <p>今後は、自ら避難することが困難な方が多く利用する社会福祉施設や病院等は、定期的な点検の実施と結果を踏まえた施設・設備等の改修の促進、また施設管理者等の協力のもと初期消火体制等を含む防火訓練を充実させ、被害の軽減を図る。</p> | 予防査察数 | 350件 | 422件 | 301件 | 3,000件 | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・中津市地域防災計画 ・中津市消防計画 | | | | | | | 消防課 |
| 82 | 耐震性貯水槽等の充実 | <p>大規模地震の発生時に予想される同時多発火災の対策として、耐震性貯水槽等の水利施設の確保が必要である。</p> <p>今後も引き続き、地区の要望等により順次整備し、更なる増設を行う。</p> | 耐震性貯水槽の設置数 | 1件 | 1件 | 1件 | 5件 (5箇年) | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・中津市消防本部災害運用マニュアル | | | | | | | 消防本部総務課 |
| 43 | 【2-3再掲】消防団の活動強化 | <p>大規模災害時において、発災直後の初動期における地域住民相互の助け合い、人命救助や初期消火への努力が被害の軽減につながるようになるなどから、主に地域住民で構成された消防団の活動は非常に重要であり、必要不可欠である。</p> <p>今後、消防団活動をより活性化させるために、消防車両等資機材の設備整備、施設整備の充実を図り、大規模災害に備える。</p> | 消防車両の整備 | 5台 | 2台 | 3台 | 17台 | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・中津市消防本部災害運用マニュアル ・中津市地域防災計画 | | | | | | | 消防本部総務課 |

【7-1】地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|--|---|--|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 83 | 消防活動体制の強化 | 大規模地震等により住宅密集地などで火災が発生した場合、人的被害が拡大する可能性がある。 市内密集地の警防戦術を作成しているが、警防戦術を基本に、各関係機関との机上訓練及び合同訓練を実施するなど、既作成の密集地等における警防戦術の見直し及び新規警防戦術の作成を行う。 | 住宅密集地の警防戦術の策定及び訓練 | 2回 | 3回 | 2回 | 10回 (5箇年) | 国、県、市 市民 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・中津市受援計画 ・中津市消防本部受援計画 ・中津市消防本部災害運用マニュアル ・中津市地域防災計画 ・大分県常備消防相互応援協定 ・大分県緊急消防援助隊受援計画 | | | | | | | 消防署 |
| 46 | 【2-3再掲】自主防災組織の活動強化 | 地域住民による任意の防災組織である自主防災組織は、全ての地域において立ち上げられているが、自主的かつ継続的な防災訓練等が実施出来ていない組織が多いことが課題である。 今後は、全ての地域において継続的に訓練等を実施していきけるように、資機材の整備や防災訓練などの活動を支援し、組織活動の充実強化を図る。 | 防災訓練等を実施した自主防災組織率 | 11% | 22% | 27% | 80% | 市 自主防災組織 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・中津市地域防災計画 ・中津市避難所運営マニュアル | | | | | | | 防災危機管理課 支所総務・住民課 |
| 47 | 【2-3再掲】住民による避難所の自主運営の促進 | 災害時において開設する避難所は、市職員が主体となって避難所運営を行っているのが現状である。 自主的な避難所運営を行っていくためには、自主運営の要となる自主防災組織及び防災士等に対して、防災訓練等を通じてスキルアップを図る必要があるため、中津市が策定している「中津市避難所運営マニュアル」を基に、適切な避難所の運営を、住民独自で行っていきけるよう働きかける。 | 避難所運営に地域住民（防災士等）が協力している校区（地域） ※全18校区（地域） | 18校区 (地域) | 18校区 (地域) | 18校区 (地域) | 5地区 | 市 自主防災組織 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・中津市地域防災計画 ・中津市避難所運営マニュアル | | | | | | | 防災危機管理課 支所総務・住民課 |

【7-1】地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | ⑤実施主体 | |
|-----------|----------------------------------|--|------------------------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 44 | 【2-3再掲】防災士の養成 | 平成24年から大分県と連携して養成を行い、現在では400人を超える防災士がいるなど、防災士の数は年々増加傾向にあるが、防災士を配置出来ていない地域が多数あり、地域によって防災力に差が出ている。 今後、各地域に防災士を配置し、地域独自で防災意識の啓発や防災訓練の推進などの実施が出来るよう、引き続き防災士の養成を行っていく。 | 自主防災組織 (自治会)の防災士確保率 | 69.3% | 70.4% | 75.0% | 90% | 市 自主防災組織 |
| | ・中津市地域防災計画 ・中津市避難所運営マニュアル | | | | | | | 防災危機管理課 |
| 15 | 【1-3再掲】防災教育の推進 | 学校現場において災害から身を守るためには、教職員の危機管理意識の向上及び児童生徒が自分事として捉えるための工夫が重要である。 そのために、学校安全計画や危機管理マニュアルを踏まえ、訓練等を実施し見直しを図るとともに、地域の特性や実態を踏まえ、各教科等で防災教育と避難訓練等を取り組んで行く。 | 防災に係る授業の実施 | 31校 | 31校 | 31校 | 31校 | 各学校 |
| | ・学校安全計画 ・危機管理マニュアル ・学習指導要領 | | 避難訓練の実施 | 31校 | 31校 | 31校 | 31校 | 学校教育課 |

【7-2】海上・臨海部の広域複合災害の発生

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|--|--|----------------------|------|------|------|------|------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 53 | 【2-5再掲】港湾施設整備の実施 | <p>大規模災害時に道路等が寸断された場合には、災害派遣医療チームの現地到達、エネルギー供給やサプライチェーン、支援物資の確保等が困難となるため、海路からの受入手段の拠点である港湾施設の対策が重要であると考えられる。</p> <p>大規模災害に備え、港湾施設の耐震、津波、高潮対策等を、県と連携し引き続き計画的に整備を行っていくとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。</p> | 港湾整備、改修 | 実施中 | 実施中 | 実施中 | 完了 | 市 |
| | 大分県地域防災計画 | | | | | | | 企業立地・雇用対策課 |
| 84 | 漁港の耐震、津波対策 | <p>大規模地震により、漁港施設に甚大な被害が想定される。</p> <p>市管理漁港における耐震・津波対策の機能診断のため、平成28年度に策定した漁港機能保全計画の定期的な見直しを行うとともに、必要となる対策工事について、コスト削減・平準化を図りながら、順次取り組んでいく。</p> | 今津漁港機能保全計画に基づく工事の進捗度 | 100% | 100% | 100% | - | 県市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法 中津市地域防災計画 | | | | | | | 林業水産課 |
| 85 | 臨海地域における危険物査察数の強化 | <p>大規模地震等により危険物施設が致命的な打撃を受け、人的被害や環境への影響が拡大する可能性がある。</p> <p>危険物施設等の定期査察を年間業務において実施しており、法令の基準に適合するよう指導しており、自衛消防組織による防災訓練の必要性・指導を実施している。</p> <p>今後も、危険物施設等の立入検査を計画的に実施し、管理状態及び保安体制の調査、指導を行い、保安意識の向上を図るとともに、さらに充実した防災訓練を継続して実施し、対災害性を強化する。</p> | 危険物査察数 | 18件 | 14件 | 7件 | 100件 | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 中津市地域防災計画 中津市消防計画 | | | | | | | 消防課 |

【7-2】海上・臨海部の広域複合災害の発生

| 施策No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-------|---|---|-----------------|-------|-------|----------|-------|-----------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 11 | 【1-3再掲】津波ハザードマップ等の作成によるリスクの周知 | <p>南海トラフ地震や周防灘断層地震など、市内でも津波による被害が想定されているが、沿岸部の住民の津波に対する意識は決して高いとはいえない。</p> <p>今後大分県より「津波災害警戒区域」が指定されることに伴い、住民等に津波浸水区域や避難ビル等を周知することにより避難意識の高揚を図るとともに、安全かつ迅速に避難を行うための「津波ハザードマップ」を作成し配布する。</p> <p>また、洪水ハザードマップや高潮ハザードマップ等も随時作成し配布を行い、市民の防災意識の向上に努める。</p> | 津波ハザードマップの作成・配付 | 未作成 | 未作成 | 未作成 | 作成・配付 | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 津波防災地域づくりに関する法律 水防法 | | 洪水ハザードマップの作成・配付 | 一部作成済 | 一部作成済 | 一部作成・配付済 | 作成・配付 | 防災危機管理課 |
| | | | 高潮ハザードマップの作成・配付 | 未作成 | 作成 | 作成・配付 | 作成・配付 | |
| 12 | 【1-3再掲】津波避難訓練の実施 | <p>平成28年度中に、南海トラフ地震発生時に津波から避難が必要な地域を対象とした「津波避難計画」を策定したが、地区において防災活動の温度差があり、継続的に防災訓練が実施出来ていないため、全ての地区において継続的に訓練が実施出来るよう働きかけていく。</p> <p>また、現状に見合うよう、定期的な計画の見直しを支援する。</p> | 津波避難訓練の実施率 | 0% | 0% | 20% | 50% | 市 地域住民 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 中津市津波避難計画 各地区の津波避難計画 | | | | | | | 防災危機管理課 |

【7-3】沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、交通麻痺 ※重点化

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|---------------------|--|--------------|------|------|------|------|-------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 1 | 【1-1再掲】木造家屋等の耐震化の推進 | 中津市内において、耐震性が不十分な木造住宅は多数あるため、市民に耐震診断及び耐震改修の必要性和補助制度の周知や支援を実施する。 | 木造住宅耐震診断件数 | 8件 | 7件 | 9件 | 50件 | 市 |
| | 中津市耐震改修促進計画 | | 木造住宅耐震改修件数 | 2件 | 0件 | 0件 | 30件 | 建築指導課 |
| 86 | 危険ブロック除去の推進 | 大規模地震などによるブロック塀倒壊により、道路の通行への影響や人的被害が発生するおそれがある。特に危険な状態にあるブロック塀等について、除却に対する補助制度の周知や支援を実施する。 | 危険ブロック塀等除却件数 | 6件 | 15件 | 13件 | 100件 | 国 県 市 |
| | 中津市耐震改修促進計画 | | | | | | | 建築指導課 |

【7-4】ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生 ※重点化

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|------------------------|--|---------------|------|------|------|---------------|-------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 26 | 【1-5再掲】ため池ハザードマップの作成促進 | 近年、全国で発生しているため池の氾濫については、住民の認知度は決して高くなく、危険性の周知等が課題となっている。 浸水想定区域内に家屋や公共施設等があるため池141箇所の内、23箇所を作成済みであるが、今後も、ため池が決壊した場合の浸水想定区域を周知するため、未作成のため池ハザードマップを作成し、防災意識の向上に努める。 | ため池ハザードマップ作成率 | 51% | 80% | 100% | 100% (市全体) | 市 |
| | ・中津市地域防災計画 | | | | | | | 耕地課 |

【7-5】有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|---|---|---------------------|------|------|-------|------|----------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 87 | 危険物を貯蔵する施設への査察数の強化 | <p>大規模地震等により危険物施設が致命的な打撃を受け、人的被害や環境への影響が拡大する可能性がある。 危険物施設等の定期査察を年間業務において実施しており、法令の基準に適合するよう指導している。また、産業廃棄物中間処理施設においても特別査察を実施している。</p> <p>今後も、危険物施設等の立入検査を計画的に実施し、管理状態及び保安体制の調査、指導を行い、保安意識の向上を図るとともに、災害発生に伴う危険物の拡散・流出による被害を防止するための対策を行う。</p> | 危険物査察数 | 48件 | 54件 | 33件 | 250件 | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・中津市地域防災計画 ・中津市消防計画 | | | | | | | 消防課 |
| 60 | [2-6再掲] 災害廃棄物の運搬、処理に係る対策 | <p>大規模災害時においては、災害時に排出される災害廃棄物の運搬、処理が課題であるため、平成29年4月に「中津市災害廃棄物処理計画」、令和2年2月に「中津市災害廃棄物処理マニュアル」を策定したが、計画内容の検証が出来ていないのが現状である。</p> <p>計画の実行性をより高めるために、市の初動対応訓練等を実施する。</p> <p>また、迅速な災害廃棄物処理を行うために最終処分場と協定を締結する。</p> | 初動対応訓練の実施 | 未実施 | 未実施 | 一部実施中 | 実施 | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・中津市災害廃棄物処理計画 ・中津市災害廃棄物処理マニュアル | | 中津市クリーンプラザ基幹的設備改良工事 | 実施中 | 実施中 | 事業完了 | 事業完了 | 清掃管理課 清掃施設課 |

【7-6】農地・森林等の荒廃による被害の拡大

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|-----------------------|--|-------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------------------|--------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 88 | 農地、農業用施設の保全 | <p>自然災害により農業用施設が損傷し、農家や消費者への影響が懸念される。</p> <p>平成27年度の農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、日本型直接支払交付金事業を市内全域で実施している。今後も農地の保水率低下による浸水被害の低減のため、引き続き農地・農業用施設等の保全活動の取り組みを進めていく。</p> | 活動面積 | 中山間 (504ha) 多面的 (1,613ha) | 中山間 (501ha) 多面的 (1,699ha) | 中山間 (501ha) 多面的 (1,806ha) | 中山間・ 多面的 (3,000ha) | 市 |
| | 大分県地域強靱化計画 | | | | | | | 農政課 |
| 22 | 【1-5再掲】山地に起因する自然災害の防止 | <p>市内には急峻な山地が多数あり、林地等が崩壊した場合は、人的な被害や集落の孤立につながるおそれがある。</p> <p>大規模地震や台風等の大雨による林地等の崩壊を防止するため、崩壊防止対策等を行う。</p> | 林地等崩壊対策箇所 | 5箇所/年 | 1箇所/年 | 5箇所/年 | 6箇所/年 | 市、市民 |
| | なかつ安心・元気・未来プラン | | | | | | | 林業水産課 |
| 23 | 【1-5再掲】森林整備の促進 | <p>一次産業の衰退により、管理が行き届かなくなった森林が多数存在し、災害発生の要因の一つとして懸念されている。</p> <p>森林の持つ土砂流出防止機能などの公益的機能の高度発揮に向けて、間伐等の森林整備や、鳥獣害防止対策を促進する。</p> <p>また、併せて治山施設等の防災減災対策をハード・ソフト両面から推進する。</p> | 間伐面積 | 33.3ha/年 | 67.83ha/年 | 71.09ha/年 | 60ha/年 | 市、市民 |
| | なかつ安心・元気・未来プラン | | | | | | | 林業水産課 |
| 89 | 農業用施設の補強 | <p>自然災害により農業用施設が損傷し、農家や消費者への影響が懸念される。</p> <p>災害被害軽減を図るため、平成31年1月に中津市農業用ハウス災害被害防止計画を策定し、県の農業用ハウス強靱化緊急対策事業を活用して補強工事を実施している。</p> <p>今後も、低コスト耐侯性ハウス及び強度の高いパイプハウスの普及、災害被害防止技術マニュアルの普及、台風・降雪前のチェックシートを活用した取り組みを進めていく。</p> <p>また、予防の取り組みと併せて、園芸施設共済及び収入保険への積極的な加入を促進する。</p> | ハウスを補強・ 建替した面積 | 0.1ha | 0.1ha | 0.1ha | 4.5ha | 県 市 農協 |
| | 大分県地域強靱化計画 | | | | | | | 農政課 |

【7-6】農地・森林等の荒廃による被害の拡大

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|---------------------------------|--|-----------|--------------|--------------|----------------|---------------|-------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 7 | 【1-1再掲】地籍調査の推進 | 所有者不明や筆界未定などの土地は、災害発生後の迅速な復旧復興や円滑な防災・減災事業実施の妨げとなる。これを少しでも解消するため、地籍調査を早期に実施できるよう、地籍調査事業が完了していない地域の進捗率を強化する。 | 地籍調査進捗率 | 67% (市全域) | 68% (市全域) | 68.5%(市 全域) | 100% (市全域) | 市 |
| | ・国土調査法（地籍調査） ・第7次国土調査事業十箇年計画 | | | | | | | 用地課 |

【8-1】大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 ※重点化

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|---|---|--------------------------|------|------|-------|------|----------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 58 | [2-6再掲] ごみ処理施設の対策 | 大規模災害時においてごみ処理施設が被災した場合、ごみの処理が大きな課題となるため、被災時における復旧計画策定及び広域処理体制の構築を行うとともに、ごみ処理施設における伝染病予防のための対策用品の備蓄（消毒液・マスク・防護服・手袋）も行う。 | 被災時における復旧計画策定及び広域処理体制の構築 | 未実施 | 実施 | / | 実施 | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 中津市災害廃棄物処理計画 中津市災害廃棄物処理マニュアル | | | | | | | 清掃施設課 |
| 60 | [2-6再掲] 災害廃棄物の運搬、処理に係る対策 | 大規模災害時においては、災害時に排出される災害廃棄物の運搬、処理が課題であるため、平成29年4月に「中津市災害廃棄物処理計画」、令和2年2月に「中津市災害廃棄物処理マニュアル」を策定したが、計画内容の検証が出来ていないのが現状である。計画の実行性をより高めるために、市の初動対応訓練等を実施する。 また、迅速な災害廃棄物処理を行うために最終処分場と協定を締結する。 | 初動対応訓練の実施 | 未実施 | 未実施 | 一部実施中 | 実施 | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 中津市災害廃棄物処理計画 中津市災害廃棄物処理マニュアル | | 中津市クリーンプラザ基幹的設備改良工事 | 実施中 | 実施中 | 事業完了 | 事業完了 | 清掃管理課 清掃施設課 |
| 90 | 災害廃棄物の運搬、処理に係る広域処理体制の構築 | 大規模災害時においては、災害時に排出される災害廃棄物の運搬、処理について、中津市で処理しきれないほどの災害廃棄物が排出された場合、他の自治体等と連携して処理を行う必要があるが、現段階では広域処理体制が未構築である。 今後、大規模災害時の適切な災害廃棄物処理を行うために、広域処理体制の構築を行う。 | 廃棄物処理業者等との連携 | 未構築 | 構築 | / | 構築 | 市 |
| | 中津市災害廃棄物処理計画 | | | | | | | 清掃管理課 |

【8-2】復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|---|---|-----------------------------|-------------|-------------|--------------|--------------|------------------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 30 | <p>【2-1再掲】中津市災害時受援計画の実用的な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分県広域受援計画 ・中津市受援計画 | <p>平成30年3月に策定した、「中津市災害時受援計画」は随時計画の見直しを行っているが、計画の内容を検証するための訓練を実施しておらず、計画の内容の検証が出来ていないため、受援計画の定期的な見直しと併せて訓練の実施を行う。</p> | <p>計画の見直し・訓練の実施</p> | <p>未実施</p> | <p>実施</p> | <p>実施</p> | <p>実施</p> | <p>市、県、災害応援協定締結企業</p> |
| | <p>防災危機管理課</p> | | | | | | | |
| 91 | <p>効果的な建設工事発注の推進</p> | <p>大規模災害から早期に復旧・復興を遂げるには、建設業をはじめとする地域事業者の協力が必要となる。 災害発生時に道路啓開等を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されていることから、現場条件や事務都合上で完成や施工時期が制約される工事もあるが、発注の前倒しや債務負担行為等の活用により平準化に向けた取り組みを行うよう関係各課に啓発を行い、企業経営の健全化や担い手の処遇改善等を図る。</p> | <p>平準化率（稼働件数）※250万円以上工事</p> | <p>0.59</p> | <p>0.69</p> | <p>0.6</p> | <p>0.7以上</p> | <p>市</p> |
| | <p>契約検査課 関係各課</p> | | | | | | | |
| 60 | <p>【2-6再掲】災害廃棄物の運搬、処理に係る対策</p> | <p>大規模災害時においては、災害時に排出される災害廃棄物の運搬、処理が課題であるため、平成29年4月に「中津市災害廃棄物処理計画」、令和2年2月に「中津市災害廃棄物処理マニュアル」を策定したが、計画内容の検証が出来ていないのが現状である。 計画の実行性をより高めるために、市の初動対応訓練等を実施する。 また、迅速な災害廃棄物処理を行うために最終処分場と協定を締結する。</p> | <p>初動対応訓練の実施</p> | <p>未実施</p> | <p>未実施</p> | <p>一部実施中</p> | <p>実施</p> | <p>市</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・中津市災害廃棄物処理計画 ・中津市災害廃棄物処理マニュアル | | <p>中津市クリーンプラザ基幹的設備改良工事</p> | <p>実施中</p> | <p>実施中</p> | <p>事業完了</p> | <p>事業完了</p> | <p>清掃管理課 清掃施設課</p> |

【8-3】地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 ※重点化

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|--|---|--------------------|-------|-------|-------|------|-------------------------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 46 | 【2-3再掲】自主防災組織の活動強化 | <p>地域住民による任意の防災組織である自主防災組織は、全ての地域において立ち上げられているが、自主的かつ継続的な防災訓練等が実施出来ていない組織が多いことが課題である。</p> <p>今後は、全ての地域において継続的に訓練等を実施していきけるように、資機材の整備や防災訓練などの活動を支援し、組織活動の充実強化を図る。</p> | 防災訓練等を実施した自主防災組織率 | 11% | 22% | 27% | 80% | 市 自主防災組織 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 中津市地域防災計画 中津市避難所運営マニュアル | | | | | | | 防災危機管理課 支所総務・住民課 |
| 44 | 【2-3再掲】防災士の養成 | <p>平成24年から大分県と連携して養成を行い、現在では400人を超える防災士がいるなど、防災士の数は年々増加傾向にあるが、防災士を配置出来ていない地域が多数あり、地域によって防災力に差が出ている。</p> <p>今後、各地域に防災士を配置し、地域独自で防災意識の啓発や防災訓練の推進などの実施が出来るよう、引き続き防災士の養成を行っていく。</p> | 自主防災組織（自治会）の防災士確保率 | 69.3% | 70.4% | 75.0% | 90% | 市 自主防災組織 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 中津市地域防災計画 中津市避難所運営マニュアル | | | | | | | 防災危機管理課 |
| 92 | 地域での支え合い活動の推進 | <p>少子高齢化の中、地域における様々な課題において、行政だけでは解決できない状況となってきている。</p> <p>地域の現状や課題などを把握し、地域での支え合い活動をより一層推進するため、地域や民生児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会等との連携を図り、地域で支え合うシステムづくりを行う。</p> | 第2層コーディネーターの人数 | 5人 | 6人 | 8人 | 12人 | 市、社会福祉協議会 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画 第3次中津市地域福祉活動計画 中津市障がい者基本計画 中津市避難行動要支援者避難支援計画 | | 第2層協議体設置数 | 5箇所 | 6箇所 | 7箇所 | 12箇所 | 介護長寿課 福祉政策課 福祉支援課 |

【8-5】事業用地の取得、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|---|---|-----------|--------------|--------------|----------------|---------------|-----------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 7 | 【1-1再掲】地籍調査の推進 | <p>所有者不明や筆界未定などの土地は、災害発生後の迅速な復旧復興や円滑な防災・減災事業実施の妨げとなる。これを少しでも解消するため、地籍調査を早期に実施できるよう、地籍調査事業が完了していない地域の進捗率を強化する。</p> | 地籍調査進捗率 | 67% (市全域) | 68% (市全域) | 68.5%(市 全域) | 100% (市全体) | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 国土調査法（地籍調査） 第7次国土調査事業十箇年計画 | | | | | | | 用地課 |
| 93 | 仮設住宅用地の整備 | <p>大規模災害により多くの住家が被災した場合、被災者の住居を早急に確保する必要がある。大規模災害に備えて、仮設住宅用地の確保は必要であり、仮設住宅50戸分に相当する造成工事約5,000㎡の土地は確保できている。対象となる土地は、河川からも離れた高台にあり、土砂災害危険箇所にもなっていない。災害時以外の活用が問題となるが、今後、造成工事や大規模備蓄倉庫の建設を含め、いつでも仮設住宅用地として利用できるように整備を検討する。</p> | 仮設住宅用地の整備 | 未整備 | 未整備 | 未整備 | 整備 | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法 中津市地域防災計画 | | | | | | | 山国支所総務住民課 |

【8-6】大規模災害により土地・建物等の被災認定に時間を要し復興が大幅に遅れる事態

| 施策 No. | ①施策・事業の名称 | ③推進方針 | ④施策・事業の指標 | | | | | ⑤実施主体 |
|-----------|---|--|-----------|--------------|--------------|----------------|---------------|-------|
| | ②関連する計画等 | | 指標名 | R2実績 | R3実績 | R4実績 | 目標 | ⑥担当課 |
| 94 | 被災者へのスムーズなり 災証明の交付 | <p>大規模災害により被災した地域の復旧・復興には、従前の状況を確認する必要があり、地形や現況を把握することで防災対策に生かす必要がある。</p> <p>航空写真を撮影については、高額な経費が必要となるが、被災判定以外の固定資産等他の通常業務にも活用でき非常に有用であることから、定期的に航空写真を撮影し被害判定の資料として活用し、スムーズなり災証明の交付が行えるよう取り組んでいく。</p> | | | | | | 市 |
| | | | | | | | | |
| 7 | 【1-1再掲】地籍調査 の推進 | <p>所有者不明や筆界未定などの土地は、災害発生後の迅速な復旧復興や円滑な防災・減災事業実施の妨げとなる。</p> <p>これを少しでも解消するため、地籍調査を早期に実施できるよう、地籍調査事業が完了していない地域の進捗率を強化する。</p> | 地籍調査進捗率 | 67% (市全域) | 68% (市全域) | 68.5%(市 全域) | 100% (市全体) | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・国土調査法（地籍調査） ・第7次国土調査事業十箇年計画 | | | | | | | 用地課 |